



IFRS 期中要約連結財務諸表 記載例

2019年版

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 略語一覧 | 2 |
| 序論 | 3 |
| 期中要約連結損益計算書 | 8 |
| 期中要約連結包括利益計算書 | 10 |
| 期中要約連結財政状態計算書 | 12 |
| 期中要約連結持分変動計算書 | 14 |
| 期中要約連結キャッシュ・フロー計算書 | 17 |
| 期中要約連結財務諸表注記の目次 | 19 |
| 付録:IFRS第16号「リース」の代替的な適用方法 | 49 |

略語一覧

当財務諸表記載例では、以下の略号を使用している。

| | |
|---------------|---|
| IAS 33.41 | 国際会計基準第33号第41項 |
| IAS 1.BC13 | 国際会計基準第1号 結論の根拠第13項 |
| IFRS 2.44 | 国際財務報告基準第2号第44項 |
| SIC 29.6 | 解釈指針委員会解釈指針第29号第6項 |
| IFRIC 4.6 | IFRIC解釈指針第4号第6項 |
| IFRS 9.IG.G.2 | 国際財務報告基準第9号 - 適用ガイダンスセクションG: その他 第G.2項 |
| IAS 32.AG3 | 国際会計基準第32号 - 付録A - 適用指針第AG3項 |
| 注釈 | 注釈では、IFRSの規定が開示例においてどのように適用されたかを説明している。 |
| GAAP | 一般に公正妥当と認められた会計原則・実務 |
| IFRS | 国際財務報告基準 |
| IASB | 国際会計基準審議会 |
| 解釈指針委員会 | IFRS解釈指針委員会 (旧国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)) |
| SIC | 解釈指針委員会 |

序論

本書では、優良工業株式会社及びその子会社(以下、当グループ)の2019年6月30日に終了する中間連結会計期間に係る期中要約連結財務諸表の記載例一式を掲載している。本期中要約連結財務諸表はIAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成されており、2018年12月31日時点の当グループの年次財務諸表と併せて利用する必要がある。当グループは株式を公開している架空の大規模な製造業という設定になっている。親会社は日本国で設立され、当グループの表示通貨は円である。

目的

EY新日本有限責任監査法人は、企業の財務諸表作成を支援するために多数の資料を提供しており、本財務諸表記載例もその1つである。本財務諸表記載例は多くの企業にとって最も一般的で、かつ想定される取引、事象及び状況を示すように作成されている。網羅的に例示を示すという観点から、本財務諸表記載例では特定の開示を行っている場合があり、当グループにとって重要でないと考えられる項目や取引が含まれていることがある。

本財務諸表記載例の利用方法-企業の実態に即した開示に向けて

本書の利用者は、企業の実態に即した開示を行うことが奨励される。そのため、当グループで取り扱っていない取引や取決めについては、追加の開示を行わなければならない可能性がある。本財務諸表記載例は、すべての株式市場や各国における特有の規制を満たすように作成されたものでもなければ、規制又特殊な産業で主に適用される開示規定を反映することを意図したものでもないことに留意されたい。

各ページの右側には、具体的な開示規定として対応するIFRSの条項を記載している。開示の基礎を説明するため、あるいは本財務諸表記載例には含まれていない代替的な開示を取り上げるために、これに関する注釈も提供している。IFRSに明確な規定が存在しない場合には、関連する基準及び解釈指針を参照し、必要に応じ適切な専門家の助言を求めることが必要である。

開示の有効性の向上

国際会計基準審議会(以下、IASB)、各国の基準設定機関及び規制当局は、財務報告上の重大な問題に直面しており、「開示の過重負担」、「無駄の排除」及び「開示の有効性」へ対処することが優先課題になっている。また、財務諸表の作成者、そして何よりも財務諸表の利用者から、財務諸表の開示の増大及び複雑な開示に対する取組みについて、多大な关心が寄せられている。

「開示の過重負担」は正式な定義が存在するものではないが、特に利害関係者間のさまざまな議論などから、共通の2つのテーマが浮かび上がっている。すなわち、「財務諸表の様式又は構成」及び「状況に応じた開示」(「重要性」を含む)である。

企業は、財務諸表利用者が目的適合性の高い情報をより容易に入手できるような構成を使うことを検討する必要がある。たとえば、財務情報の内容及び重要性に応じて注記の順序を入れ替えることも考えられる。財務情報の内容及び重要性に応じた注記体系を構成することで、財務諸表の利用者は関連性のある情報をより把握しやすくなる場合がある。なお、このような年次財務諸表の注記体系の適用例として、「[Good Group \(International\) Limited - An Alternative Format](#)」(英語版のみ)を公表しており、財務諸表の開示の有効性の向上について検討する際には、こちらを活用して頂きたい。企業は、企業自身に固有の状況においては、開示の有効性を高める観点から、他の注記体系の方が効果的であると考える場合がある。具体的な注記体系を決める際には、企業を取り巻く固有の状況や、主要な財務諸表の利用者が優先して求める情報を慎重に検討する必要がある。

企業は、特に表示及び開示に関して重要性の概念を適用する際に判断が求められ、当該概念の不適切な適用が「開示の過重負担」の原因の一つになっている可能性がある。IFRSは最低限の開示規定を定めているが、実務上、企業に固有の関連性のある情報を検討することなく、規定に準拠した開示がよく見受けられる。すなわち、企業にとって重要性がない取引又は項目がある場合、当該項目を開示することは財務諸表の利用者にとって目的適合性がなく、IFRSはそのような開示を求めているわけではない。重要性がない情報を財務諸表に含めた場合には、重要性のある財務情報の透明性及び有用性が低下し、その結果、財務諸表の目的適合性が損なわれる可能性がある。なお、IAS第34号23項では、各期中会計期間において開示の重要性を評価しなければならないと定めている。

IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」は、情報が重要であるかどうかに関する企業の判断に役立つ実務上のガイドライン及び設例を設けている。また、本実務記述書では、期中会計期間に固有の重要性の判断の行使方法に関するガイドラインも定めている。本実務記述書は強制力があるものではなく、現在適用している方針の変更や新たな方針の採用が求められるものではないが、重要性を判断する際に有用なものであると考えられる。

開示の有効性の改善に関する詳細なガイドラインについては、EYの刊行物「[Applying IFRS: Enhancing communication effectiveness \(February 2017\)](#)」(英語版のみ)(2017年2月)を参照されたい。

上述のとおり、本期中要約連結財務諸表記載例の主な目的は、最も一般的に適用されるIAS第34号の開示規定に関して、規定に準拠した開示を説明することである。したがって、本財務諸表記載例には、優良工業株式会社において実務上は重要性がないと判断されるような開示も含まれている。財務諸表における開示項目を決定する際には、企業固有の状況を検討することが必要不可欠である。本期中要約連結財務諸表記載例は、重要性の判断を行う上での指針を示すものではない。したがって、企業は、自社の固有の状況及び重要性を勘案した上で、企業の実態に即した財務諸表の開示が求められ、そのような検討を踏まえることで、財務諸表を通じて意思決定に有用な財務情報を提供できるようになる。

また、企業は、項目をどのように認識、測定、分類又は開示するかを決定するために期中要約連結財務諸表の重要性を判断する際に、IAS第34号の規定を考慮しなければならない。期中報告日における重要性の判断は、年度末における重要性の判断と異なる場合がある。

その他の財務諸表記載例

弊法人は、業種特有の財務諸表記載例及び検討を必要とする特定の状況を取り扱う財務諸表記載例を数多く提供している。弊法人の財務諸表記載例シリーズは、次のとおりである。

- ▶ 製造・サービス業版財務諸表記載例（優良工業株式会社）
- ▶ 製造・サービス業版財務諸表記載例（Alternative Format）（英語版のみ）
- ▶ 期中要約財務諸表記載例 - 本財務諸表記載例
- ▶ 初度適用版財務諸表記載例
- ▶ 投資ファンド版(資本)財務諸表記載例（英語版のみ）
- ▶ 投資ファンド版(負債)財務諸表記載例（英語版のみ）
- ▶ 不動産業版財務諸表記載例
- ▶ 鉱業会社版財務諸表記載例
- ▶ 石油会社版財務諸表記載例
- ▶ 銀行版財務諸表記載例（英語版のみ）
- ▶ 保険会社版財務諸表記載例（英語版のみ）

国際財務報告基準

国際財務報告基準に関する趣意書の第5項で定義されている「IFRS」には、「国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: 以下、IASB）が承認した基準及び解釈指針、ならびに以前の定款の下で公表された国際会計基準（International Accounting Standard: 以下、IAS）及び解釈指針委員会（Standing Interpretations Committee: 以下、SIC）による解釈指針」が含まれる。したがって、IFRSに準拠している旨を財務諸表に示すためには、IASBによって承認されたすべての公表基準及び解釈指針に準拠しなければならない。これは、IAS、IFRS、IFRS解釈指針委員会もしくはその前身であるSICにより作成された解釈指針を含む。

IAS 第34号19項では、期中財務報告がIFRSのすべての規定に準拠していない限り、それがIFRSに準拠していると記述してはならないとされている。よって、本財務諸表記載例のような期中要約財務諸表の場合、当グループはIFRSに準拠しているとするのではなく、IAS第34号の規定に準拠していると記載する。

国際会計基準審議会

IASBはIFRS財団により設立された独立した基準設定機関（公益に資する業務を行う、独立した非営利民間組織）である。IASBは、中小企業向けIFRSを含むIFRSの作成と公表、及びIFRS解釈指針委員会により作成されたIFRSの解釈指針に関する承認に対して責任を負っている。IASBは、基準の設定にあたり、デュー・プロセスを遵守しており、ディスカッション・ペーパーや公開草案などの諮問文書をコメント募集のために公表することは、当該デュー・プロセスにおける重要な手続きの1つである。

IFRS解釈指針委員会

解釈指針委員会は、IFRS財団の評議員会によって任命され、財務諸表の利用者、作成者及び監査人のために財務会計及び報告に関する基準を開発し、その品質を改善するにあたり、IASBを補佐する役割を担う。解釈指針委員会は、特定の企業にのみ関連する論点よりも、より多くの企業にとって重要な論点を取り上げている。これらにはIFRSで取り扱われていない、新たに認識された財務報告上の論点が含まれる。解釈指針委員会はまた、IFRSの年次改善プロジェクトの中で考慮されるべき論点についてもIASBへの助言も行う。

期中財務報告

期中財務報告には、期中会計期間に係る完全な財務諸表（IAS第1号に準拠）又はIAS第34号に準拠した要約財務諸表のいずれかを含むこととなる。本書では、当グループの2019年6月30日に終了する中間会計期間に係る期中要約連結財務諸表の記載例を一式掲載している。本期中要約連結財務諸表は、半期でのみ期中財務諸表を公表しているという前提で作成している。四半期ごとに期中財務報告を公表している場合は、当グループが要約又は完全な1組の期中財務諸表のいずれを表示しているかにかかわらず、本書の情報に加えて、2019年6月30日及び2018年6月30日に終了する3ヵ月間の損益計算書の情報を追加する必要がある。

本期中要約連結財務諸表では、年次財務諸表と同じ形式により損益計算書、包括利益計算書、財政状態計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書を表示する。あるいは、直近の年次財務諸表に掲記された見出し及び小計を最低限含む、要約基本財務諸表を表示することも認められる（IAS第34号10項）。

当グループは、完全な財務諸表で要求されるすべての開示を含めていないことから、当グループの期中財務諸表は、IAS第34号に基づく「要約」財務諸表とみなされる。

重要な事象及び取引の開示

期中要約財務諸表に適用される開示規定は、完全な財務諸表に適用される規定ほど規範的ではないが、事象及び取引に関し、直近の年次報告日以降に生じた財政状態及び業績の変動を理解するために必要な説明を示さなければならない（IAS第34号15項）。いくつかのケースでは、完全な財務諸表と同じ規定が適用される（例：IAS第34号16A項（i）では、企業結合に関して完全な開示を行うことが要求されている）。

開示が要求される状況の例がIAS第34号に示されているが、それらの開示の実際の内容と形式は一般的に報告企業が判断しなければならない。

比較情報

財務諸表には、直近の事業年度の比較対象となる期中会計期間に係る損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書を含めなければならない。比較財政状態計算書は、直近の事業年度の末日時点のものを表示しなければならない。IAS第1号では、完全な財務諸表には、基本財務諸表外（すなわち注記）で提供された開示に関して比較情報を含めることを求めているが、期中要約財務諸表には同様の明示的な規定は適用されない。しかし、基準の規定により説明的注記が必要な場合（棚卸資産の評価減、減損損失、セグメント収益など）や、直近の年次報告期間の末日後の財政状態及び経営成績の変動についての情報を提供する必要がある場合には、表示されている各期間に係る情報を提供すべきであると考えられる。ただし、直近の年次財務諸表の注記で報告されている情報の繰り返しになる場合などには、比較情報を表示する必要はない。本期中要約連結財務諸表においても当該実務を適用している。

要求される情報の財務諸表外での開示

IAS第1号51項は、各財務諸表とそれに対応する注記を明確に識別することを要求している。IAS第1号50項は、財務諸表と注記を、年次報告書や同様の文書に含められるその他の情報と区別することを求めていている。これらの規定に従うためには、IFRSにより要求されるすべての情報を独立した文書に含める必要がある。IAS第34号16A項には、期中財務諸表で開示することが求められる情報が定められており、要求される開示の一部を期中財務報告の他の部分に表示することが明示的に容認されている。

IAS第34号16A項では、期中財務諸表外の期中報告書の他の部分で情報が開示されている場合、期中財務諸表からこの情報への相互参照が要求されることが明確化されている。さらに、相互参照により組み込まれた情報を、期中財務諸表と同じ条件で同時に入手できるようにすることが要求されている。当グループは、期中財務諸表の注記に要求されているすべての開示を含めているため、この相互参照の問題とは関係がない。しかし、要求されている開示を期中財務報告の他の部分で開示している企業は、利用者が期中財務諸表と同じ基礎により、同時にこの情報を確実に入手できるようにする必要がある。企業は、たとえば個別に識別可能な見出しを設け、かつ（あるいは）、可能な場合には参考先のページ番号を示すなど、相互参照を期中財務諸表の利用者にとって分かりやすいものとすることが奨励される。

2019年2月28日現在におけるIFRS

本財務諸表記載例では、原則として、基準や基準の改訂に関し、発効日より前に早期適用を行っていない。

本期中要約連結財務諸表は、2019年2月28日現在すでに公表され、2019年1月1日以後開始する事業年度から適用される基準に基づき作成されている。2019年1月1日現在で公表済み未発効の基準に関しては、本期中財務諸表には反映されていない。本期中要約連結財務諸表は、基準が公表あるいは改訂されることにより、継続的な更新が必要となる。

本書の利用者は、2019年2月28日から財務諸表の公表承認日までの間における、IFRSの規定に変更がないことを必ず確認して頂きたい。また、典型的な日本企業(3月決算)のように、会計年度が暦年と異なる企業の場合は、本期中要約連結財務諸表で適用している新規及び改訂後の基準に留意が必要である。

2019年版期中要約財務諸表記載例に含まれる変更

新しい基準及び解釈指針が発効したことにより、2019年版期中要約財務諸表記載例は2018年版から変更されている。下記の改訂後の基準は、2019年期中会計期間で初めて適用されるため、適宜、会計方針及びその他の注記の開示が変更されている。

- ▶ IFRS第16号「リース」
- ▶ IFRIC解釈指針第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」
- ▶ IFRS第9号の改訂「負の補償を伴う期限前償還要素」
- ▶ IAS第28号の改訂「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する長期持分」
- ▶ IAS第19号の改訂「制度改訂、縮小又は清算」
- ▶ IFRSの年次改善
 - ▶ IFRS第3号「企業結合」 - 従前に共同営業として保有していた持分
 - ▶ IFRS第11号「共同支配の取決め」 - 従前に共同営業として保有していた持分
 - ▶ IAS第12号「法人所得税」 - 資本に分類された金融商品に関する支払いが法人所得税に及ぼす影響
 - ▶ IAS第23号「借入コスト」 - 資産化要件を満たす借入費用

これらすべての改訂が、当グループの期中要約連結財務諸表に影響を与えるわけではない。当グループが改訂により影響を受ける場合には、その旨と影響が本期中要約連結財務諸表の[注記2](#)に記載される。

経営者による財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する説明

多くの企業は、財務諸表とは別に、経営者による財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する説明を提供している。IFRSでは、そのような情報の開示は要求されていないものの、IAS第1号13項では年次報告書に含められる可能性がある項目の概略が示されている。IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」は、IFRSに準拠して作成される財務諸表に関する経営者のコメントの表示に関する強制力のない広範なフレームワークを提供するものである。企業が本実務記述書のガイダンスへの準拠を決定する場合、経営者はどの範囲まで実務記述書に準拠したかを説明することが奨励される。本実務記述書に準拠したという記載は、全体として準拠した場合にのみ認められる。さらに経営者による説明の内容は、企業が属する国や市場における規則等又は特定の法域に固有の問題を考慮して決定されることが多い。

本期中要約連結財務諸表には、経営者による説明を含めていない。

優良工業 株式会社

未監査期中要約連結財務諸表

2019年6月30日

注釈

期中財務諸表は通常、年次財務諸表とは異なり監査対象とはならない。期中財務諸表は、レビュー対象となることが多く、レビュー基準の内容は国や地域によって異なる場合がある。IAS第34号では規定されていないが、本期中財務諸表のように期中財務諸表の表題や一部に「未監査」と付することで、期中財務諸表が未監査であることを説明する実務も存在する。

多くの国や地域では、固有の規定や基準に従って報告を行うことが求められているが、本稿は、各国・地域における固有の規定の適用に関するガイダンスを提供することを意図するものではないため、本稿には、優良工業株式会社の期中要約連結財務諸表に対するレビュー報告書の記載例を含めていない。

期中要約連結損益計算書

2019年6月30日に終了する中間会計期間

| | 2019年 | 2018年 | |
|-------------------------------------|-------------------|--------------------------------|--|
| | 未監査 | | |
| | 百万円 | 百万円 | |
| | 注記 | 修正再表示後 <small>(注記2)</small> | |
| 継続事業 | | | |
| 顧客との契約から生じる収益 | <u>3</u> | 88,465 | 72,092 IAS 1.49 IAS 1.10(b) IAS 1.10A IAS 1.51(c) IAS 1.81A IAS 34.10 |
| 賃貸収益 | | 770 | 715 |
| 収益合計 | <u>4</u> | 89,235 | 72,807 IAS 1.82(a) |
| 売上原価 | | (64,628) | (53,596) IAS 1.103 |
| 売上総利益 | | 24,607 | 19,211 IAS 1.85, IAS 1.103 |
| その他の営業収益 | | 617 | 1,728 IAS 1.103 |
| 販売費 | | (9,253) | (7,228) IAS 1.99, IAS 1.103 |
| 管理費 | <u>3,7</u> | (11,118) | (9,334) IAS 1.99, IAS 1.103 |
| その他の営業費用 | <u>10, 11, 14</u> | (1,497) | (91) IAS 1.99, IAS 1.103 |
| 営業利益 | | 3,356 | 4,286 IAS 1.85, IAS 1.BC55-56 |
| 金融費用 | | (1,662) | (436) IAS 1.82(b), IFRS 7.20, IFRS 16.49 |
| 金融収益 | | 204 | 166 |
| 関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分 | | 366 | 329 IAS 1.82(c) |
| 継続事業からの税引前中間利益 | <u>4</u> | 2,264 | 4,345 IAS 1.85 |
| 法人所得税費用 | <u>8</u> | (389) | (1,194) IAS 1.82(d), IAS 12.77 |
| 継続事業からの中間利益 | | 1,875 | 3,151 IAS 1.85 |
| 非継続事業 | | | |
| 非継続事業からの中間利益又は中間損失 | <u>6</u> | 619 | (18) IAS 1.82(ea) IFRS 5.33(a) |
| 中間利益 | | 2,494 | 3,133 IAS 1.81A(a) |
| 帰属: | | | |
| 親会社持分 | | 2,447 | 3,072 IAS 1.81B(a)(ii) |
| 非支配持分 | | 47 | 61 IAS 1.81B(a)(i) |
| | | 2,494 | 3,133 |
| 1株当たり中間利益(EPS): | | | IAS 33.66, IAS 34.11 |
| ▶ 親会社の普通株主に帰属する基本的1株当たり中間利益 | | 110円 | 150円 IAS 33.69 IAS 34.11 |
| ▶ 親会社の普通株主に帰属する希薄化後1株当たり中間利益 | | 100円 | 140円 |
| 継続事業に関する1株当たり中間利益: | | | |
| ▶ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの基本的1株当たり中間利益 | | 80円 | 150円 |
| ▶ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの希薄化後1株当たり中間利益 | | 80円 | 140円 |

注釈

IAS第1号10項は、基本財務諸表について、「純損益及びその他の包括利益計算書」又は「財政状態計算書」などの表題を用いることを推奨している。一方で、企業は「損益計算書」又は「貸借対照表」のような他の表題を使用することも認められる。

期中要約財務諸表は、IAS第34号により最低でも直近の年次財務諸表に掲記された各見出し及び小計が要求される。当グループは、この最低限の項目だけでなく、2018年の年次財務諸表で表示したすべての表示項目を含めることを選択した。当グループは、完全な財務諸表で要求されるすべての開示を行っていないことから、当グループの期中財務諸表は、IAS第34号に基づく「要約」財務諸表とみなされる。

IFRSでは、遡及的修正再表示を行った場合に、財務諸表の本体においてそれを明示する規定は特段存在しない。ただし、資本の各内訳項目に対する遡及適用又は遡及的修正再表示の影響額は、持分変動計算書に表示しなければならない(IAS第1号106(b)項)。IAS第8号では、遡及的修正再表示の内容について、注記で開示することのみを要求している。当グループは、比較情報に「修正再表示後」と付すことによって、IAS第8号の開示規定を補完して記載している。

それにより、過年度の財務諸表の金額を、当年度の財務諸表の比較期間において修正したことを、財務諸表の利用者に対して明示している。この方法は、IAS第8号適用ガイダンス1.6の設例と整合している。

IAS第1号99項は、損益計算書における費用の内訳を、性質別又は機能別分類のうち、信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供する方法を用いて表示することを要求している。当グループは、年次財務諸表と同様に、費用を機能別分類により表示している。なお、[2018年12月31日に終了する事業年度の優良工業株式会社の財務諸表記載例](#)には、費用を性質別分類により表示した損益計算書の付録が掲載されている。

IFRS第15号113項(a)では、顧客との契約から生じた収益は、包括利益計算書において区分して表示されている場合は除き、その他の収益の源泉と区別して開示しなければならないと定めている。本財務諸表記載例では、顧客との契約から生じる収益を損益計算書の表示項目としてその他の収益の源泉と区別して表示することを選択している。

IAS第33号「1株当たり利益」第68項では、損益計算書の本体又は財務諸表の注記のいずれかにおいて、非継続事業に関する基本的及び希薄化後1株当たり利益を表示することが求められている。当グループは、非継続事業に関する他の開示とともに、この情報を[注記6](#)に記載し、継続事業の1株当たり利益に関する情報は損益計算書の本体で開示している。

当グループは営業利益を損益計算書に表示しているが、これはIAS第1号で要求されている表示項目ではない。しかしながら、営業利益を表示する場合には、財務諸表を理解する上で、企業は表示される金額が通常「営業活動」とみなされる活動を表すものとなるようにしなければならない。

期中要約連結財務諸表は、監査対象ではない。当グループは、財務諸表が未監査であることを利用者に示すために、各財務諸表の本体に「未監査」と付している。これはベスト・プラクティスと考えられるが、IFRSで要求されるものではない。

IAS第1号82項(c)では、「持分法で会計処理されている関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分」を損益計算書の本体で独立掲記することが求められている。この規定に準拠する際に、当グループは関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益に対する持分を合算して単一の表示項目としている。適切と判断された場合には、代替的に、関連会社に対する持分とジョイント・ベンチャーに対する持分を別個に表示することもできる。さらに、そうした表示項目を損益計算書のどこに表示すべきかについてIFRSでは定められていないため、実務では異なるアプローチが見受けられる(すなわち、営業利益の区分に含めて表示するか、営業利益以外の区分で表示するか)。

IAS第1号82項(ba)では、損益計算書においてIFRS第9号に従って算定された減損損失(減損損失の戻入れ又は減損利得を含む)を表す表示項目を含めなければならないと定めている。当グループは、IFRS第9号に従って算定した減損損失は、金額が重要でないことから損益計算書において区分して表示していない。

IFRS第16号49項に基づき、借手は、リース負債に係る金利費用を使用権資産に係る減価償却費と区分して損益計算書に表示しなければならない。リース負債に係る金利費用は、金融費用の内訳項目であり、金融費用はIAS第1号82項(b)により損益計算書において区分表示することが要求されている。当該規定に従い、当グループは、リース負債に係る金利費用を「金融費用」の内訳項目として表示し、使用権資産に係る減価償却費を「売上原価」及び「管理費」の内訳項目として表示している。

期中要約連結包括利益計算書

2019年6月30日に終了する中間会計期間

| | 2019年 未監査 | 2018年 修正再表示後 (注記2) | |
|------------------------------------|--------------|--------------------------|---|
| | 百万円 | 百万円 | |
| 中間利益 | 2,494 | 3,133 | <i>IAS 1.81A(a) IAS 1.82A</i> |
| その他の包括利益 | | | |
| 純損益に振替えられる可能性のある項目 | | | |
| 在外営業活動体に対する純投資のヘッジに係る利得 | 192 | 90 | <i>IAS 21.32</i> |
| 在外営業活動体の換算差額 | (205) | (96) | <i>IAS 21.52(b)</i> |
| キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得又は損失 | 9 | (238) | 28 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品に係る利得 | 9 | 16 | <i>IFRS 7.20(aXviii) IAS 1.82A(b)</i> |
| 関連会社のその他の包括利益に対する持分 | (10) | — | <i>IAS 1.82A(b)</i> |
| 純損益に振替えられる可能性のある税引後その他の包括利益 | (245) | 79 | <i>IAS 1.82A</i> |
| 純損益に振替えられることのない項目 | | | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に係る損失 | (182) | (17) | <i>IFRS 7.20(aXvii) IAS 19.120(c)</i> |
| 確定給付制度の再測定に係る利得又は損失 | (19) | 132 | <i>IAS 19.122</i> |
| 日本国に所在するオフィス用不動産の再評価 | — | 592 | <i>IAS 16.39</i> |
| 関連会社のその他の包括利益に対する持分 | 10 | — | <i>IAS 1.82A(b)</i> |
| 純損益に振替えられることのない税引後その他の包括利益 | (191) | 707 | <i>IAS 1.82A</i> |
| 税引後その他の包括利益 | (436) | 786 | <i>IAS 1.81A(b)</i> |
| 中間包括利益合計 | 2,058 | 3,919 | <i>IAS 1.81A(c)</i> |
| 帰属: | | | |
| 親会社持分 | 2,011 | 3,858 | <i>IAS 1.81B(bXii)</i> |
| 非支配持分 | 47 | 61 | <i>IAS 1.81B(bXi)</i> |
| | 2,058 | 3,919 | |

注釈

当グループは年次財務諸表において、純損益とその他の包括利益を結合した1計算書方式による包括利益計算書ではなく、これらの計算書を別個に作成する2計算書方式による表示を選択している。この選択は会計方針の選択である。当グループは、年次財務諸表と同様に、中間純損益及びその他の包括利益計算書を2計算書方式により表示している。

当グループは、年次財務諸表において関連する税効果控除後の金額でその他の包括利益を表示しているため、期中財務諸表においても同様の表示を行っている。当グループは、IAS第34号で要求されていないが、組替調整額ならびに当期利得及び損失を表示するために、追加の情報を[注記9](#)で開示している。当グループが表示方法を変更する場合には、包括利益計算書において関連する税効果控除前の金額でその他の包括利益の各項目を表示するとともに各項目に関連する法人所得税も表示する。なお、関連する法人所得税については、合計金額を包括利益計算書で表示し、その内訳を注記で開示することも認められている(IAS第1号90項から91項)。

IAS 第1号82A項は、所定の条件が満たされたときに純損益に振替えられる可能性のある項目と、純損益に振替えられることのない項目を区分して、包括利益計算書の本体に表示することを要求している。IAS 第1号82A項と適用ガイダンスでは、持分法適用関連会社及びジョイント・ベンチャーにおけるその他の包括利益項目に対する持分を、純損益に振り替えられる可能性のある項目としない項目に区分し、それぞれについて単一の表示項目として集約して表示する必要があることが明確化されている。当グループの関連会社は、2019年6月30日時点において、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される(FVOCI)金融資産及び再評価モデルで会計処理される事務所建物を日本国に所有している。したがって、当グループは、関連会社のその他の包括利益項目を、期中要約連結包括利益計算書において2つの個別の表示項目に区分して表示している。

当グループは、純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益の内訳項目として、キャッシュ・フロー・ヘッジから生じる利得及び損失を表示しており、その中には非金融資産の予定購入をヘッジするための外国為替及びコモディティ先物契約に関するものが含まれている。IFRS第9号6.5.11項(d)(i)に従えば、ヘッジされた予定取引がその後に非金融資産を認識することになる場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、当該剰余金から除去して、当該資産の当初原価又はその他の帳簿価額にベース・アジャストメントとして直接算入しなければならない。IAS第1号96項には、キャッシュ・フロー・ヘッジを会計処理した結果、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金又は資本の独立の内訳項目から除去されて、資産の当初原価又はその他の帳簿価額に直接算入される金額が生じる場合、組替調整額は生じないことが明記されている。しかし、非金融資産の将来取引のためのキャッシュ・フロー・ヘッジから生じるその他の包括利益が、常にベース・アジャストメントになるとは限らない。キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の金額が損失で、当該損失の全部又は一部が将来の期間において回収されないと予想される場合(IFRS第9号6.5.11項(d)(iii))、又は将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合(IFRS第9号6.5.12項(b))には、当該金額を純損益に振替えなければならない。したがって、当グループは、キャッシュ・フロー・ヘッジから生じるその他の包括利益を、所定の条件が満たされたときに純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益項目に関する規定に従って表示すべきであると結論付けた。

期中要約連結財政状態計算書

| | | 2019年6月30日 | 2018年12月31日 | |
|-------------------------|-------|----------------|------------------|---|
| | | 未監査 | | IAS 1.10(a),(f) IAS 1.49, IAS 1.51(c) IAS 34.10, IAS 34.20(a) |
| | | 百万円 | 百万円 | |
| 資産 | | 注記 | 修正再表示後 (注記 2) | IAS 1.51(d),(e) |
| 非流動資産 | | | | IAS 1.60 |
| 有形固定資産 | 10 | 39,056 | 32,979 | IAS 1.54(a) |
| 使用権資産 | | 3,044 | 2,812 | IFRS 16.47 |
| 投資不動産 | | 8,951 | 8,893 | IAS 1.54(b) |
| 無形資産 | | 4,990 | 6,019 | IAS 1.54(c) |
| 関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資 | | 3,553 | 3,187 | IAS 1.54(e) |
| 非流動金融資産 | 12 | 4,284 | 3,761 | IAS 1.54(d), IFRS 7.8 |
| 繰延税金資産 | | 657 | 383 | IAS 1.54(o), IAS 1.56 |
| | | 64,535 | 58,034 | |
| 流動資産 | | | | IAS 1.60, IAS 1.66 |
| 棚卸資産 | 11 | 22,831 | 26,375 | IAS 1.54(g) |
| 返品資産 | | 1,356 | 1,124 | IFRS 15.B21 |
| 営業債権 | | 27,374 | 25,672 | IAS 1.54(h), IFRS 15.105 |
| 契約資産 | | 4,959 | 4,541 | IFRS 15.105 |
| 前払金 | | 208 | 244 | IAS 1.55 |
| その他の流動金融資産 | 12 | 753 | 551 | IAS 1.54(d), IFRS 7.8 |
| 現金及び短期性預金 | 13 | 15,819 | 17,114 | IAS 1.54(i) |
| | | 73,300 | 75,621 | |
| 売却目的で保有する資産 | 6 | - | 13,554 | IAS 1.54(j), IFRS 5.38 |
| | | 73,300 | 89,175 | |
| | | 137,835 | 147,209 | |
| 資産合計 | | | | |
| 資本及び負債 | | | | |
| 資本 | | | | |
| 資本金 | | 21,888 | 21,888 | IAS 1.54(r), IAS 1.78(e) |
| 株式払込剰余金 | | 4,780 | 4,780 | |
| 自己株式 | | (508) | (508) | |
| 他の資本剰余金 | | 1,374 | 1,171 | |
| 利益剰余金 | | 33,353 | 31,926 | |
| その他の資本の構成要素 | | (1,078) | (621) | |
| 売却目的で保有する処分グループに係る剰余金 | 6 | - | 46 | |
| | | 59,809 | 58,682 | |
| 親会社株主に帰属する持分 | | | | |
| 非支配持分 | | 2,162 | 2,127 | IAS 1.54(q) |
| | | 61,971 | 60,809 | |
| 資本合計 | | | | |
| 非流動負債 | | | | IAS 1.60 |
| 利付ローン及び借入金 | 12 | 22,477 | 21,978 | IAS 1.54(m) |
| その他の非流動金融負債 | 12 | 806 | 502 | IAS 1.54(m), IFRS 7.8 |
| 引当金 | 14 | 1,557 | 1,898 | IAS 1.54(l) |
| 政府補助金 | | 2,164 | 3,300 | IAS 20.24 |
| 契約負債 | | 1,138 | 2,962 | IFRS 15.105 |
| 退職後給付に係る負債 | | 2,972 | 3,050 | IAS 1.55, IAS 1.78(d) |
| 繰延税金負債 | | 3,493 | 2,454 | IAS 1.54(o), IAS 1.56 |
| | | 34,607 | 36,144 | |
| 流動負債 | | | | IAS 1.60, IAS 1.69 |
| 営業債務及びその他の債務 | | 22,385 | 16,969 | IAS 1.54(k) |
| 契約負債 | | 3,029 | 2,880 | IFRS 15.105 |
| 返金負債 | | 6,430 | 6,242 | IFRS 15.B21 |
| 利付ローン及び借入金 | 12 | 2,759 | 2,811 | IAS 1.54(m), IFRS 7.8(g) |
| その他の流動金融負債 | 5, 12 | 2,234 | 3,257 | IAS 1.54(m), IFRS 7.8 |
| 政府補助金 | | 400 | 149 | IAS 1.55, IAS 20.24 |
| 未払法人所得税 | | 3,337 | 3,511 | IAS 1.54(n) |
| 引当金 | 14 | 683 | 902 | IAS 1.54(l) |
| 未払配当金 | 18 | - | 410 | |
| | | 41,257 | 37,131 | |
| 売却目的で保有する資産に直接関連する負債 | 6 | - | 13,125 | IAS 1.54(p), IFRS 5.38 |
| | | 41,257 | 50,256 | |
| | | 75,864 | 86,400 | |
| 負債合計 | | | | |
| 資本及び負債の合計 | | 137,835 | 147,209 | |

注釈

IAS 第1号54項(e)は、重要性がある場合には財政状態計算書において、持分法で会計処理される投資を個別の表示項目として表示することを求めている。この規定に準拠する際に、当グループは関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資を合算して単一の表示項目としている。適切と判断された場合には、代替的に、関連会社に対する持分とジョイント・ベンチャーに対する持分を別個に表示することもできる。

当グループは、年次財務諸表と同様に、流動資産と非流動資産及び流動負債と非流動負債を、期中要約連結財政状態計算書において区分して表示している。IAS第1号60項では、流動性に基づく表示の方が信頼性があり、より目的適合性が高い情報を提供する場合には、資産及び負債をその流動性の順序に従い表示することが認められている。

IAS 第1号10項(f)及びIAS 第1号40A項に基づくと、会計方針の変更、遡及的修正再表示又は組替えを行った場合で、かつ、それらの変更が財政状態計算書に重要な影響を及ぼす場合には、開始財政状態計算書(第3の貸借対照表)を表示する必要がある。ただし、IAS 第1号40C項によれば、この第3の貸借対照表に関する注記の開示は求められておらず、同様に純損益及びその他の包括利益計算書、持分変動計算書、ならびにキャッシュ・フロー計算書についても追加的な表示は求められていない。IAS第34号9項に基づき完全な1組の財務諸表を表示する場合以外は、期中財務諸表において第3の貸借対照表を表示することは求められない。よって、当グループはIAS 第34号8項で定義される要約形式を適用しているため、当中間会計期間に遡及的修正再表示を行っていたとしても([注記2](#)参照)、第3の貸借対照表を含めることは求められない。一方で、期中要約財務諸表において、遡及的修正再表示の影響を説明することが有用であると考える場合には、第3の貸借対照表を任意で追加的に表示することができる。

当グループは、新たな会計基準の適用に伴い当期中会計期間において遡及的に修正再表示を行っている。期中財務諸表(2019年6月30日)とともに表示されている当グループ前年度の期中要約連結財政状態計算書(2018年12月31日)には、新たな会計方針の遡及適用が反映されている。要約連結財政状態計算書の金額は、当グループの会計監査人により監査された2018年の年次財務諸表の金額と異なるため、2018年12月31日現在の要約連結財政状態計算書の本体に「未監査」と付されている。一方、優良工業株式会社が、前年度の監査済財務諸表を修正して規制当局に提出し、監査人が当該財務諸表に対して意見を表明した場合には、当該財政状態計算書に「未監査」と付すことは適切ではないであろう。

当グループは「契約資産」及び「契約負債」を、IFRS第15号の用語を用いて財政状態計算書に表示している。IFRS第15号109項は、他の名称を使用することも認めているが、その場合には、財務諸表利用者が、債権(対価を受領する無条件の権利)と契約資産を明確に区別できるよう十分な情報を開示しなければならない。

IFRS第15号B25項では、返金負債は対応する資産とは区別して(純額ではなく総額で)表示することが求められる。当グループは、「返品資産」と「返金負債」を財政状態計算書において区分して表示している。

IFRS第16号47項に基づき、借手は、使用権資産を他の資産と区分するとともに、リース負債を他の負債と区分して、財政状態計算書に表示するか、又は注記に開示しなければならない。借手が使用権資産を財政状態計算書において区分表示しない場合、借手は使用権資産を、対応する原資産が自社所有であったとした場合に表示するであろう表示項目(たとえば、有形固定資産)に含めて表示し、財政状態計算書のどの表示項目に当該使用権資産を含んでいるのかを開示する必要がある。同様に、借手がリース負債を財政状態計算書において区分表示しない場合、借手は財政状態計算書のどの表示項目に当該負債を含めたかを開示する必要がある。当グループは、「使用権資産」を財政状態計算書において区分表示している。関連するリース負債は、「利付ローン及び借入金」という表示項目に含めて表示している。

IFRS第16号48項に基づき、投資不動産の定義を満たす使用権資産は、財政状態計算書において投資不動産として表示しなければならない。当グループは投資不動産の定義を満たす使用権資産を有していない。

期中要約連結持分変動計算書

2019年6月30日に終了する中間会計期間

| 親会社株主に帰属する持分 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---------------|--------------|--------------|-------------------|---------------|-----------------------|---------------------------------|--------------|------------|-----------------------------------|---------------|--------------|---------------|--|
| | 資本金 | 株式払込 剩余金 | 自己株式 | その他の 資本 剩余金 | 利益 剩余金 | キャッシュ・ フロー・ ヘッジ | FVOCI金融 資産に係る 公正価値 剩余金 | 為替換算 差額 | 再評価 差額金 | 売却目的で 保有する処分 グループに係る 剩余金 | 合計 | 非支配持分 | 資本合計 | |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | IAS 1.10(c) IAS 1.49 IAS 1.51(b)(c) IAS 34.10 IAS 34.20(c) IAS 1.106(d) |
| 2019年1月1日現在 | 21,888 | 4,780 | (508) | 1,171 | 31,926 | (580) | (114) | (469) | 542 | 46 | 58,682 | 2,127 | 60,809 | |
| 中間利益 | - | - | - | - | 2,447 | - | - | - | - | - | 2,447 | 47 | 2,494 | IAS 1.106(d)(i) |
| その他の包括利益 | - | - | - | - | (19) | (238) | (176) | (13) | 10 | - | (436) | - | (436) | IAS 1.106(d)(ii) |
| 中間包括利益合計 | - | - | - | - | 2,428 | (238) | (176) | (13) | 10 | - | 2,011 | 47 | 2,058 | IAS 1.106(a) |
| 日本国に所在する オフィス用不動産に 関する減価償却振替額 | - | - | - | - | 40 | - | - | - | (40) | - | - | - | - | IAS 1.96 IAS 1.106(d)(iii) |
| 株式報酬(注記 15) | - | - | - | 203 | - | - | - | - | - | - | 203 | - | 203 | IFRS 2.50 |
| 配当金(注記 18) | - | - | - | - | (1,087) | - | - | - | - | - | (1,087) | - | (1,087) | IAS 1.107 |
| 非支配持分への配当 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (12) | (12) IAS 1.106(d)(iii) |
| 売却目的で保有する処分 グループに係る剩余金の 振替 | - | - | - | - | 46 | - | - | - | - | (46) | - | - | - | - |
| 2019年6月30日現在 | 21,888 | 4,780 | (508) | 1,374 | 33,353 | (818) | (290) | (482) | 512 | - | 59,809 | 2,162 | 61,971 | |

期中要約連結持分変動計算書

2018年6月30日に終了する中間会計期間

| | 親会社株主に帰属する持分 | | | | | | | | | | | IAS 1.51(b),(c) IAS 1.10(c) IAS 34.10 IAS 34.20(c) IAS 1.49 IAS 1.106(d) | |
|--|--------------|-------------|-------|-------------------|-----------|-----------------------|---------------------------------|------------|------------|---------|-------|---|--|
| | 資本金 | 株式払込 剩余金 | 自己株式 | その他の 資本 剩余金 | 利益 剩余金 | キャッシュ・ フロー・ ヘッジ | FVOCI金融 資産に係る 公正価値 剩余金 | 為替換算 差額 | 再評価 差額金 | 合計 | 非支配持分 | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | |
| 2018年1月1日現在 (修正再表示後) (注記 2) | 19,388 | 80 | (654) | 864 | 26,135 | (245) | 2 | (444) | — | 45,126 | 457 | 48,841 | |
| 中間利益 | — | — | — | — | 3,072 | — | — | — | — | 3,072 | 61 | 3,133 IAS 1.106(d)(i) | |
| その他の包括利益 | — | — | — | — | 132 | 28 | 40 | (6) | 592 | 786 | — | 786 IAS 1.106(d)(ii) | |
| 中間包括利益合計 | — | — | — | — | 3,204 | 28 | 40 | (6) | 592 | 3,858 | 61 | 3,919 IAS 1.106(a) | |
| 日本国に所在する オフィス用不動産に関する 減価償却振替額 | — | — | — | — | 40 | — | — | — | (40) | — | — | — IAS 1.96 | |
| 株式の発行 | 2,500 | 4,703 | — | — | — | — | — | — | — | 7,203 | — | 7,203 IAS 1.106(d)(iii) | |
| 取引費用 | — | (32) | — | — | — | — | — | — | — | (32) | — | (32) IAS 32.39, IAS 1.109 | |
| 株式報酬(注記 15) | — | — | — | 150 | — | — | — | — | — | 150 | — | 150 IAS 1.106(d)(iii) | |
| 配当金 (注記 18) | — | — | — | — | (1,082) | — | — | — | — | (1,082) | — | (1,082) IAS 1.107 | |
| 非支配持分への配当 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | (20) | (20) IAS 1.106(d)(iii) | |
| 子会社の取得 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 1,547 | 1,547 IAS 1.106(d)(iii) | |
| 2018年6月30日現在 (未監査) | 21,888 | 4,751 | (654) | 1,014 | 28,297 | (217) | 42 | (450) | 552 | 55,223 | 2,045 | 57,268 | |

注釈

持分決済型の株式報酬取引について、IFRS第2号7項は、商品又はサービスを受領したときに資本の増加を認識することを要求している。一方でIFRS第2号「株式に基づく報酬」は、資本のいずれの項目として認識すべきかについては明らかにしていないため、当グループは他の資本剰余金の増加として認識している。

IAS第32号35項は、資本取引に係る費用については資本からの控除として会計処理することを要求している。一方で、資本のいずれの項目として認識すべきかについては明らかにしていない。当グループは、資本準備金の減少として認識することを選択した。

IAS 第1号106項(d)によれば、純損益、その他の包括利益、所有者との取引から生じる変動を個別に開示した、期首と期末の帳簿価額の調整表を資本の各内訳項目について表示しなければならない。当グループは、当該調整表において、他の包括利益の内訳項目を個別に表示している。一方で、他の包括利益を資本の単一の内訳項目として表示することもできる。

IAS 第1号106A項は、持分変動計算書又は注記のいずれかで、他の包括利益の項目別の分析を表示することを求めている。しかし、IAS第34号は、期中要約財務諸表においてこの追加情報を要求していない。当グループは、財務諸表を理解する上で重要となる表示科目に関し、[注記9](#)で追加情報を提供している(金額の重要性の観点からすると、[注記9](#)の開示を行う必要性について議論の余地はあるが、財務諸表記載例の目的から開示を行っている)。当グループは、重要性がないと判断した項目に関して、追加情報は有用でないと結論付けた。

「再評価差額金」及び「FVOCI金融資産に係る公正価値剰余金」の欄に表示している金額は、日本国に所在するオフィス用不動産及びFVOCI金融資産の再測定に関連するものであり、関連会社の他の包括利益に対する持分が含まれている。IAS第1号は、持分法で会計処理されている投資の他の包括利益項目に対する持分を、「純損益に振り替えられる可能性のある項目」と「純損益に振り替えられる可能性のない項目」を区分し、単一の表示科目として合算して表示しなければならないと定めているが、IAS第28号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」、IAS第1号及びIFRS第12号は、いずれも持分法で会計処理されている投資の他の包括利益項目に対する持分の累計額をどのように表示すべきかについて具体的に定めていない。IAS第1号の適用ガイダンスには、関連会社における不動産再評価益の累計額を投資者の再評価剰余金に含めている例が掲載されている。優良工業株式会社グループは、関連会社の他の包括利益項目の累計額に関しては同様の表示方法を適用している。しかし、現行のIFRSは具体的な規定を定めておらず、他の表示アプローチもまた認められる。

期中要約連結キャッシュ・フロー計算書

6月30日に終了する中間会計期間

| | 2019年 未監査 | 2018年 IAS 1.49 IAS 1.51(c) IAS 34.20(d) IAS 1.10(d) | | |
|------------------------------|--------------|---|--------------|------------------------------|
| | 注記 | 百万円 | 百万円 | IAS 1.51(d),(e) |
| | | 修正再表示後 (注記2) | | IAS 7.10, IAS 7.18(b) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | | |
| 継続事業からの税引前利益 | | 2,264 | 4,345 | |
| 非継続事業からの税引前利益又は損失 | 6 | 890 | (30) | |
| 税引前利益 | | 3,154 | 4,315 | |
| 税引前利益から正味キャッシュ・フローへの調整: | | | | IAS 7.20(b) |
| 有形固定資産及び使用権資産の減価償却費及び減損損失 | | 1,282 | 1,449 | |
| 無形資産の償却費及び減損損失 | | 1,614 | 70 | |
| 条件付対価の公正価値への調整額 | 12 | 53 | - | |
| 投資不動産の公正価値への調整額 | | (58) | - | |
| 株式報酬費用 | 15 | 203 | 150 | |
| 有形固定資産処分益 | 10 | (53) | (5) | |
| 非継続事業処分益 | 6 | (885) | - | |
| リストラクチャーリング引当金の戻入れ | 14 | (266) | - | |
| 金融収益 | | (204) | (166) | IAS 7.20(c) |
| 金融費用 | | 1,662 | 436 | IAS 7.20(c) |
| その他の費用 | 11 | 700 | 567 | |
| 関連会社及びジョイント・ベンチャーの純利益に対する持分 | | (366) | (329) | |
| 引当金、年金及び政府補助金の増減 | | (1,047) | (252) | |
| 為替換算差額 | | 303 | (283) | |
| 運転資本に関する調整 | | | | IAS 7.20(a) |
| 営業債権、契約資産及び前払金の増加 | | (2,084) | (2,147) | |
| 棚卸資産及び返品資産の減少 | | 3,312 | 1,312 | |
| 営業債務及びその他の債務、契約負債、並びに返金負債の増加 | | 4,270 | 1,797 | |
| | | 11,590 | 6,914 | |
| 企業結合における条件付対価の支払額 | 12 | (411) | - | IAS 7.12 |
| 受取利息 | | 250 | 319 | IAS 7.31 |
| 支払利息 | | (596) | (424) | IAS 7.31 |
| 法人所得税の支払額 | | (774) | (846) | IAS 7.35 |
| 営業活動による正味キャッシュ・フロー | | 10,059 | 5,963 | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | | IAS 7.10, IAS 7.21 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 10 | 1,352 | 1,415 | IAS 7.16(b) |
| 非継続事業の処分による収入 | | | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 6 | 515 | - | IAS 7.39 |
| 子会社の取得による支出 | 10 | (4,087) | (1,320) | IAS 7.16(a) |
| 企業結合における条件付対価の支払額 | 5 | (5,929) | (370) | IAS 7.39 |
| 為替予約契約による支出 | 12 | (714) | - | IAS 7.16, IAS 7.39, IAS 7.12 |
| 関連会社に対する貸付けによる支出 | | (1,061) | - | IAS 7.16(g) |
| 投資活動に使用された正味キャッシュ・フロー | | (9,974) | (275) | IAS 7.16(e) |

期中要約連結キャッシュ・フロー計算書 (続き)

6月30日に終了する中間会計期間

| 注記 | 2019年 | | 2018年 | | (注記 2) IAS 7.10, IAS 7.21 | |
|------------------------------------|-----------|----------------|---|----------------|---------------------------|--|
| | 未監査 | | IAS 1.49 IAS 1.51(c) IAS 34.20(d) | | | |
| | 百万円 | 百万円 | 修正再表示後 | IAS 1.10(d) | | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | | | | |
| 借入による収入 | <u>12</u> | 1,582 | 2,559 | IAS 7.17(c) | | |
| 借入金の返済による支出 | <u>12</u> | (1,253) | (108) | IAS 7.17(d) | | |
| リース負債による支出 | <u>12</u> | (312) | (288) | IFRS 16.50 | | |
| 株式発行費 | | - | (32) | IAS 7.17(a) | | |
| 親会社株主への現金配当の支払額 | <u>18</u> | (1,497) | (1,082) | IAS 7.31 | | |
| 非支配持分への現金配当の支払額 | <u>18</u> | (12) | (20) | IFRS 12.B10(a) | | |
| 財務活動(に使用された)／からの正味キャッシュ・フロー | | (1,492) | 1,029 | | | |
| 現金及び現金同等物の正味増減額 | | (1,407) | 6,717 | | | |
| 為替変動による影響 | | (373) | 266 | IAS 7.28 | | |
| 1月1日現在の現金及び現金同等物 | | 16,699 | 8,024 | | | |
| 6月30日現在の現金及び現金同等物 | <u>13</u> | 14,919 | 15,007 | IAS 7.45 | | |

注釈

IAS 第7号18項は、営業活動によるキャッシュ・フローについて、直接法又は間接法のいずれかを使用して報告することを認めている。当グループは、間接法を用いて営業活動によるキャッシュ・フローを表示している。2018年12月31日に終了する事業年度の[優良工業株式会社の財務諸表記載例](#)には、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の付録が掲載されている。

当グループは、税引前利益を調整して営業活動からの正味キャッシュ・フローを作成した。しかし、IAS第7号では税引後利益から調整を行うことも容認されている。

IAS第7号は、支払利息を営業活動又は財務活動として、受取利息を営業活動又は投資活動として、その企業にとって適切と考えられる方法を用いて表示することを容認している。当グループは、支払利息(リース負債に係る利息費用を含む)は事業の運営コストに直接関連するため、営業活動によるキャッシュ・フローに分類している。また、受取利息は営業活動に分類している。

IFRS第16号50項に基づき、借手はキャッシュ・フロー計算書において、1)リース負債の元本部分に対する現金支払いを財務活動に含め、2)リース負債の金利部分に対する現金支払いにIAS第7号における支払利息に関する規定(すなわちIAS第7号31項から33項)を適用し、3)短期リース料、少額資産のリース料及びリース負債の測定に含めなかった変動リース料を営業活動に含めるといった分類を行わなければならない。非資金取引(すなわちリース開始日におけるリースの当初認識)は、IAS第7号43項に従い、キャッシュ・フロー情報に関する補完的な非資金項目として開示する必要がある。

期中要約連結財務諸表注記の目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 1. 企業情報..... | 20 |
| 2. 作成の基礎及び会計方針の変更..... | 20 |
| 3. 顧客との契約から生じる収益 | 28 |
| 4. セグメント情報..... | 30 |
| 5. 企業結合..... | 32 |
| 6. 非継続事業 | 34 |
| 7. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト..... | 35 |
| 8. 法人所得税 | 36 |
| 9. その他の包括利益の構成要素 | 37 |
| 10. 有形固定資産 | 37 |
| 11. 棚卸資産..... | 38 |
| 12. 金融資産及び金融負債 | 38 |
| 13. 現金及び短期性預金 | 46 |
| 14. リストラクチャリング引当金の戻入れ..... | 46 |
| 15. 株式報酬..... | 46 |
| 16. コミットメント及び偶発事象 | 47 |
| 17. 関連当事者についての開示 | 47 |
| 18. 利益分配の実施及び分配案 | 48 |
| 19. 後発事象..... | 48 |

期中要約連結財務諸表注記

1. 企業情報

優良工業株式会社及びその子会社(以下、当グループ)の2019年6月30日に終了する中間会計期間に係る期中要約連結財務諸表は、2019年8月8日の取締役会決議により承認されています。

IAS 10.17

優良工業株式会社(当社)は、日本国に拠点を置く株式会社であり、取引所に株式を上場しています。登記上の本社は、千代田区内幸通り新日本ビルです。当グループの主要な活動は、防火設備、電子機器や電子サービスの提供、及び投資不動産の管理です。

IAS 1.138(a)

IAS 1.138(b)

注釈

IAS 第 34 号には、IAS 第 1 号において完全な 1 組の財務諸表が求められているように、期中要約財務諸表に企業情報を含める明示的な規定は定められていない。ただし、報告企業とその事業に特有の情報を提供するために、そうした情報を開示することは適切な実務である。

2. 作成の基礎及び会計方針の変更

2.1. 作成の基礎

IAS 34.19

2019年6月30日に終了する中間会計期間の期中要約連結財務諸表は、IAS第34号「期中財務報告」に基づいて作成されています。

期中要約連結財務諸表は、年次財務諸表で求められる情報及び開示のすべてを含んでおらず、当グループの2018年12月31日現在の年次連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。

注釈

IAS 第 34 号 19 項では、期中財務報告が IFRS のすべての要求事項に従ったものでない限り、IFRS に準拠していると記述してはならないと明確に述べられている。これらの期中要約連結財務諸表において、当グループは IFRS ではなく、IAS 第 34 号の規定に準拠していると述べている。IFRS のすべての規定に準拠した完全な 1 組の期中財務諸表が提供される場合に、IAS 第 34 号に加え、IASB によって公表された IFRS に準拠している旨を記載できる場合がある。

2.2. 当グループが適用した新たな基準書、解釈指針及び改訂

IAS 34.16A(a)

期中要約連結財務諸表の作成において適用した会計方針は、2019年1月1日に発効した新たな基準書及び解釈指針の適用を除き、当グループの2018年12月31日終了事業年度の年次連結財務諸表の作成時に従った会計方針と同じです。当グループは、公表済みであるが未発効の基準、解釈指針、及び基準等の改訂を早期適用していません。

当グループは、はじめてIFRS第16号「リース」を適用し、従前の財務諸表を修正再表示しています。各基準の適用に伴う影響は、IAS第34号の規定に従い以下に開示しています。

なお、2019年よりはじめて適用される他の基準等の改訂及び解釈指針については、当グループの期中要約連結財務諸表への重要な影響はありません。

注釈

当グループは、期中要約連結財務諸表の作成及び表示を行っている。IAS 第 34 号では、「会計方針の変更の内容及び影響の説明」ならびに「過年度に報告された見積金額に関する変更の内容及び金額」の開示を求めているが、IAS 第 8 号第 28 項で定められている新たな IFRS の適用開始に伴う開示は求めていない。ただし、本財務諸表記載例では IAS 第 34 号 16A 項(a)の規定を満たすための一つの方法として、IAS 第 8 号第 28 項で定められている開示を行っている。これには、開示例を示す目的上、当グループにとって重要でない会計方針の変更も含まれている。企業は、開示すべき項目を評価するために判断が求められる。たとえば、直近の年次財務諸表において、新たな会計基準の適用に伴う影響が既に開示されている場合には、それほど詳細な開示でなくとも十分となる可能性がある。

期中要約連結財務諸表注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

IFRS第16号「リース」

IAS 34.16A(a),(d)
IAS 8.28

IFRS 16.C21

IFRS第16号は、IAS第17号「リース」、IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判定」、SIC第15号「オペレーティング・リースーインセンティブ」及びSIC第27号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」を置き換えるものです。同基準書は、リースの認識、測定、表示及び開示に関する原則を定め、借手にほとんどのリースを単一のオンバランス・モデルに基づき会計処理することを求めています。

IFRS第16号における貸手の会計処理は、IAS第17号と実質的に変更がありません。貸手は、IAS第17号のときと同じ原則を用いて、リースをオペレーティング・リースとファイナンス・リースのいずれかに分類します。したがって、当グループが貸手であるリースについては、IFRS第16号による影響はありません。

当グループは、IFRS第16号を2019年1月1日の適用開始日から、完全遡及適用アプローチを用いて適用しています。当グループは、適用開始日において、過去にIAS第17号及びIFRIC第4号を適用してリースとして識別された契約のみにIFRS第16号を適用することを認める実務上の便法を用いています。さらに、当グループは、リースの開始日において、リース期間が12カ月以内で、購入オプションを含まないリース契約(「短期リース」)及び原資産が少額であるリース契約(「少額資産のリース」)について、認識に係る免除規定を適用しています。

注釈

借手は、リースに対してIFRS第16号を、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を適用して、表示する過去の報告期間のそれぞれに遡及適用する(完全遡及適用アプローチ)か、遡及適用に伴う累積的影響額を適用開始日に認識する(修正遡及適用アプローチ)かのいずれかを選択して、適用しなければならない。企業は、選択した遡及適用アプローチを自らが借手であるリースのすべてに首尾一貫して適用しなければならない(IFRS第16号C5項からC6項)。当グループは、完全遡及適用アプローチを用いてIFRS第16号を適用している。

完全遡及適用アプローチを選択してIFRS第16号を適用する企業は、財務諸表に表示する報告期間のそれぞれにIFRS第16号の規定を適用しなければならない。ただし、適用開始日前に締結されたセール・アンド・リースバック取引及び適用開始日前の企業結合に関して過去に認識した金額については、それぞれ特定の経過措置が適用される(IFRS第16号C16項からC19項)。当グループの連結財務諸表に、これらの経過措置による影響はない。

修正遡及適用アプローチを適用する場合、比較情報は修正再表示せず、IFRS第16号の適用開始による累積的影響を、適用開始日現在の利益剰余金(又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目)の期首残高の修正として認識する。さらに修正遡及適用アプローチには、完全遡及適用アプローチでは利用できない実務上の便法が定められている。[付録1](#)では、修正遡及適用アプローチの適用を説明している。

[IFRS第16号に定められる表示及び開示規定についての要約及び設例](#)については、移行に係る実務上の便法として、既存の契約にIFRS第16号で定義されるリースが含まれているかどうかを適用開始日時点で見直さないことが認められている(IFRS第16号C3項)。上記の実務上の便法を選択する場合、IAS第17号及びIFRIC第4号に基づきリースを含んでいないとされた契約(例:サービス契約)についても見直しすることを要求されない。上記の実務上の便法を選択する場合には、その旨を開示し、当該便法を適用開始日時点で継続しているすべての契約に適用しなければならない(すなわち、リースごとに当該便法の適用を選択することはできない)。

IFRS第16号を適用した影響は以下のとおりです。

2018年12月31日時点の財政状態計算書への影響(()は資本の減少)

IAS 8.28(f)

| | 百万円 |
|--------------|--------------|
| 資産 | |
| 使用権資産 | 2,812 |
| 有形固定資産 | (1,488) |
| 前払金 | (64) |
| 資産合計 | 1,260 |
| 資本 | |
| 利益剰余金 | (69) |
| 非支配持分 | (7) |
| 資本合計 | (76) |
| 負債 | |
| 利付ローン及び借入金 | 1,393 |
| 繰延税金負債 | (32) |
| 営業債務及びその他の債務 | (25) |
| 負債合計 | 1,336 |

期中要約連結財務諸表注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

2018年6月30日に終了する中間会計期間における損益計算書への影響(()は利益の減少)

IAS 8.28(f)

| | 百万円 |
|-------------------------|--------------------|
| 減価償却費(売上原価に含まれるもの) | 77 |
| 減価償却費(管理費に含まれるもの) | 24 |
| リース費用(売上原価及び管理費に含まれるもの) | <u>(126)</u> |
| 営業利益 | 25 |
| 金融費用 | 42 |
| 法人所得税費用 | <u>(5)</u> |
| 中間利益 | <u>(12)</u> |
| 帰属: | |
| 親会社持分 | (11) |
| 非支配持分 | (1) |

2018年6月30日に終了する中間会計期間におけるキャッシュ・フロー計算書への影響(()はキャッシュ・フローの減少)

IAS 8.28(f)

| | 百万円 |
|--------------------|-------|
| 営業活動による正味キャッシュ・フロー | 118 |
| 財務活動による正味キャッシュ・フロー | (118) |

その他の包括利益ならびに基本的1株当たり利益及び希薄化後1株当たり利益への重要な影響はありません。

IAS 8.28(f)

a) IFRS第16号適用による影響の内容

当グループは、工場、機械、車両及びその他の設備といったさまざまな項目についてリース契約を締結しています。IFRS第16号の適用前、当グループはリース開始日に(借手として)各リースをファイナンス・リースかオペレーティング・リースに分類していました。リースは、リース資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを当グループに移転する場合にはファイナンス・リースに分類され、それに該当しない場合にはオペレーティング・リースに分類されていました。ファイナンス・リースは、リース期間の起算日において、リース開始日に算定したリース資産の公正価値又はリース開始日に算定した最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で資産計上していました。支払リース料は、利息(金融費用として認識)とリース負債の減少部分とに配分していました。オペレーティング・リースでは、リース資産を資産計上せず、損益計算書において支払リース料をリース期間にわたり定額法によってリース費用として認識していました。前払リース料及び未払リース料がある場合には、それぞれ、「前払金」ならびに「営業債務及びその他の債務」に含めて認識していました。

IAS 17.8
IAS 17.20
IAS 17.25
IAS 17.33

IFRS第16号の適用に伴い、当グループは自らが借手であるリースのうち短期リース及び少額資産のリースを除いたすべてのリースに対して、単一の認識及び測定アプローチを適用し、リース料の支払義務であるリース負債と、原資産を使用する権利である使用権資産を認識しました。当グループは、完全遡及適用アプローチに従い、IFRS第16号が既存のリース契約の開始日から適用されていたかのように、同基準を適用開始日に適用しました。したがって、本期中要約連結財務諸表における比較情報は、修正再表示されています。

IFRS 16.C5(a)

2018年12月31日現在:

- ▶ 使用権資産2,812百万円を財政状態計算書において認識し、区分表示しました。ファイナンス・リースとして従前に認識し、有形固定資産に含めて表示していたリース資産1,488百万円の認識を中止しました。
- ▶ 追加のリース負債1,393百万円を認識し、利付ローン及び借入金に含めて表示しました。
- ▶ 従前のオペレーティング・リースに関する前払金64百万円及び営業債務及びその他の債務25百万円の認識を中止しました。
- ▶ 資産及び負債の変動により繰延税金に影響が生じたため、繰延税金負債が32百万円減少しています。
- ▶ これら調整による正味の影響として、利益剰余金(69百万円) 及び非支配持分(7百万円)が調整されています。

期中要約連結財務諸表注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

2018年6月30日に終了する中間会計期間:

- ▶ 追加で認識した資産(すなわち、使用権資産の増加分から有形固定資産の減少分を控除した部分)の減価償却により、減価償却費が101百万円増加しています。
- ▶ 従前のオペレーティング・リースに関して、リース費用が126百万円減少しています。
- ▶ 追加で認識したリース負債に係る利息費用により、金融費用が42百万円増加しています。
- ▶ これら費用の変動により税効果に影響が生じたため、法人所得税費用が5百万円減少しています。
- ▶ 認識したリース負債の元本部分の支払いに関して、営業活動によるキャッシュ・アウトフローが118百万円減少し、財務活動によるキャッシュ・アウトフローが同額増加しています。

b) 新しい会計方針の要約

以下は、当グループがIFRS第16号の適用開始に伴い採用した新しい会計方針です。

▶ 使用権資産

当グループはリースの開始日(すなわち、原資産の使用が可能になる日)において使用権資産を認識しています。使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除し、リース負債の再測定について調整することにより測定しています。使用権資産の取得原価には、リース負債の認識額、発生した当初直接コスト、開始日以前に支払ったリース料から受取ったリース・インセンティブを控除したものが含まれます。当グループが、リース資産の所有権をリース期間の終了時に取得することが合理的に確実である場合を除き、認識した使用権資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却しています。使用権資産は減損の対象となります。

IFRS 16.23
IFRS 16.24
IFRS 16.30
IFRS 16.32

注釈

IFRS 第 16 号に基づけば、使用権資産の取得原価には、リースの契約条件で要求されている原資産の解体及び除去、原資産の敷地の原状回復又は原資産の原状回復の際に借手に生じるコストの見積りも含まれる。ただし、それらのコストが棚卸資産の製造のために生じる場合は除く。借手には、開始日に又は原資産を特定の期間中に使用した結果として、それらのコストに係る義務が生じる(IFRS 第 16 号 24 項(d))。

当グループのリース契約には、原資産の解体及び除去、原資産の敷地の原状回復又は原資産の原状回復といった義務は含まれていない。

▶ リース負債

リースの開始日において、当グループはリース期間にわたって支払うリース料の現在価値で測定したリース負債を認識しています。当該リース料には、固定リース料(実質上の固定リース料を含む)から受け取るリース・インセンティブを控除した金額、指数又はレートに応じて決まる変動リース料、及び残価保証に基づいて支払われる予定の金額が含まれます。当該リース料には、当グループが購入オプションを行使することが合理的に確実である場合には当該オプションの行使価格、及びリース期間が当グループによるリース解約オプションの行使を反映している場合にはリースの解約に対するペナルティの支払額も含まれます。指数又はレートに応じて決まらない変動リース料は、当該変動リース料が発生する契機となった事象又は状況が生じた期間において費用として認識します。

IFRS 16.26
IFRS 16.27

当グループはリース料の現在価値を計算する際、リースの計算利子率が容易に算定できない場合には、追加借入利子率をリースの開始日において使用します。開始日後において、リース負債の帳簿価額は、金利の発生を反映するよう増額されるとともに、支払われたリース料を反映するように減額されます。さらに、リース負債の帳簿価額は、リースの条件変更、リース期間の変更、実質上の固定リース料の変更又は原資産を購入するオプションについての判定に変更がある場合には再測定されます。

IFRS 16.36

▶ 短期リース及び少額資産のリース

当グループは、短期リースに係る認識の免除規定を、機械及び設備に関する短期リース(すなわち、リース期間が開始日から12ヶ月以内のリースで、購入オプションを含まないもの)に適用しています。さらに当グループは、少額資産に係る認識の免除規定を、少額と考えられるオフィス機器(すなわち50万円未満)のリースに適用しています。短期リース及び少額資産のリースに関するリース料は、リース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

IFRS 16.5
IFRS 16.6

期中要約連結財務諸表注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

▶ 更新オプションのある契約についてリース期間を算定する際の重要な判断

当グループは、リースの解約不能期間に、リースを延長するオプションの対象期間(当該オプションを行使することが合理的に確実である場合)やリースを解約するオプションの対象期間(当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合)を加味することにより、リース期間を算定しています。

IFRS 16.18

IFRS 16.19

当グループは、一部のリース契約について、当該資産のリースを3年から5年延長できるオプションを有しています。当グループは、更新オプションの行使が合理的に確実かどうかを評価する際に判断を用いています。すなわち、当グループは更新オプション行使することへの経済的インセンティブを生じさせるすべての関連性のある要因を考慮しています。当グループは、開始日後において、自らの統制の及ぶ範囲内にあり、かつ更新オプション行使する(又は行使しない)自らの能力に影響を及ぼすような重大な事象又は状況の重大な変化(例:ビジネス戦略の変更)が発生した時に、リース期間を見直しています。

当グループは、工場及び機械のリースについて、それらの資産が当グループの事業に占める重要性を鑑み、その更新期間をリース期間の一部に加えています。それらのリースの解約不能期間は短く(すなわち3年から5年)、代替品が容易に入手できない場合には、生産に重大な悪影響が生じることになります。当グループは、自動車をリースする期間を5年以内とし、いかなる更新オプションも行使しないとする方針を有しているため、自動車のリースに係る更新オプションはリース期間に含めていません。

c) 財政状態計算書及び損益計算書に認識した金額

IFRS 16.53

以下は、当グループの使用権資産とリース負債の帳簿価額、及びそれぞれの期中変動を表したものです。

| 使用権資産 | | | | | |
|----------------------|--------------|------------|------------|--------------|--------------|
| | 工場及び 機械 | 自動車 | その他の 設備 | 合計 | リース負債 |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 2018年12月31日現在 | 1,598 | 626 | 588 | 2,812 | 2,971 |
| 増加 (注記 5) | 324 | 88 | 56 | 468 | 452 |
| 減価償却費 | (114) | (66) | (56) | (236) | - |
| 金利費用 | - | - | - | - | 92 |
| 支払い | - | - | - | - | (312) |
| 2019年6月30日現在 | 1,808 | 648 | 588 | 3,044 | 3,203 |

以下は純損益に認識した金額です。

6月30日に終了する 中間会計期間

| | 2019 | 2018 |
|---------------------|------------|------------|
| | 百万円 | 百万円 |
| 使用権資産の減価償却費 | 236 | 206 |
| リース負債に係る金利費用 | 92 | 70 |
| リース費用 - 短期リース | 22 | 21 |
| リース費用 - 少額資産のリース | 18 | 17 |
| リース費用 - 変動リース料 | 32 | 28 |
| 純損益に認識した合計金額 | 400 | 342 |

期中要約連結財務諸表注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

注釈

IFRS 第 16 号は、完全な 1 組の財務諸表における開示様式をはじめとして、詳細な開示規定を定めている。以下のリストは、財務諸表の利用者が分析するにあたり最も有用であると識別された、借手が開示を求められる情報のいくつかを挙げたものである。

- ▶ 用権資産の帳簿価額、及び使用権資産の減価償却費
(原資産のクラス別に)
- ▶ リース負債に係る金利費用
- ▶ 短期リースに係る費用(リース期間が1ヵ月以下のリースに係る費用は含まず)
- ▶ 少額資産のリースに係る費用(短期リースに関する部分は含まず)
- ▶ 変動リース料に係る費用(すなわち、リース負債に含まれなかった変動リース料に係るもの)
- ▶ 使用権資産のサブリースによる収益
- ▶ リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額
- ▶ 使用権資産の増加
- ▶ セール・アンド・リースバック取引から生じた利得及び損失
- ▶ 報告期間の末日現在の使用権資産の帳簿価額(原資産のクラス別に)

IAS 第 34 号 15 項では、直近の年次財務諸表に含まれた関連する情報を更新するために、直近の年次報告期間の末日からの財政状態の変動及び業績を理解するうえで重要な事象及び取引を、期中財務報告で説明することを求めている。したがって、上記で挙げた情報の一部は、重要性が認められる場合には、期中財務諸表で開示する必要がある。たとえば、期中報告期間中ににおける使用権資産及びリース負債の重要な増加は、開示する必要がある。当グループは、開示例を示す目的上、上記の情報の大半を開示している。開示すべき情報の範囲は、関連する金額の目的適合性や重要性によって左右されるため、当該範囲を決定する際には判断行使する必要がある。

IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」

本解釈指針は、IAS第12号「法人所得税」の適用に影響をもたらす不確実性が税務処理にみられる場合における法人所得税の会計処理を定めています。本解釈指針は、IAS第12号の適用範囲外である税金や賦課金には適用されず、不確実な税務処理に関連して生じる金利やペナルティに関する規定も特に定めていません。本解釈指針は、以下について具体的に定めています。

- ▶ それぞれの不確実な税務処理を別個に検討すべきかどうか
- ▶ 税務当局による税務調査について想定すべきこと
- ▶ 課税所得(税務上の欠損金)、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率をどのように決定すべきか
- ▶ 事実と状況の変化をどのように考慮すべきか

企業は、それぞれの不確実な税務処理について、それぞれ別個に検討すべきか、それとも1つないし複数のその他の不確実な税務処理と併せて検討すべきかを判断しなければならず、不確実性の解消を最適に予測するアプローチを採用することが求められます。

当グループは、税務処理に不確実性が伴うかを特定する際に重要な判断を用いています。当グループは、複数の国にまたがる複雑な税務環境で事業活動を行っているため、本解釈指針の適用により連結財務諸表に影響が生じるかどうかを評価しました。

本解釈指針の適用に際し、当グループは不確実な税務ポジション、特に移転価格に関して不確実な税務ポジションが生じているかを検討しました。当社とその子会社が複数の法域で提出した税務申告書では移転価格に関する控除が申告されており、税務当局がそうした税務処理に関して異議を唱える可能性があります。当グループは、当グループの税務コンプライアンス及び移転価格の調査に基づき、当グループの税務処理(子会社に関する税務処理も含む)は税務当局によって認められる可能性が高いと判断しました。当グループの連結財務諸表に、本解釈指針による影響はありません。

期中要約連結財務諸表注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

IFRS第9号の改訂「負の補償を伴う期限前償還要素」

IFRS第9号により、負債性金融商品は、契約上のキャッシュ・フローが「元本及び元本残高に対する利息の支払いのみである」と(SPPI要件)と、金融資産がその分類の適切な事業モデルにおいて保有されていることを条件として、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定することができます。IFRS第9号の改訂では、金融資産は、契約の早期終了の原因となる事象や状況とは無関係に、また、いずれの当事者が契約の早期終了に関して合理的な補償を支払う又は受け取るかとは無関係に、SPPI要件を満たすことが明確化されました。当グループの連結財務諸表に、本改訂による影響はありません。

IAS第19号の改訂「制度改訂、縮小又は清算」

IAS第19号の改訂では、報告期間において制度改訂、縮小又は清算が生じた場合の会計処理が扱われています。当該改訂では、年次報告期間において制度改訂、縮小又は清算が生じた場合、制度改訂、縮小又は清算後の残りの報告期間の当期勤務費用は、当該制度で提供された給付及び当該事象が生じた後の制度資産を反映する確定給付負債(資産)の純額を再測定するのに用いた数理計算上の仮定を用いて算定することが求められています。加えて、制度改訂、縮小又は清算後の残りの報告期間の利息純額は、当該制度で提供された給付及び当該事象が生じた後の制度資産を反映する確定給付負債(資産)の純額、ならびに当該確定給付負債(資産)の純額を再測定するために使用した割引率を用いて算定することが求められています。

当グループでは、報告期間中に制度改訂、縮小又は清算は生じなかったため、当グループの連結財務諸表に、本改訂による影響はありません。

IAS第28号の改訂「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する長期持分」

当該改訂では、持分法を適用していないが実質的に関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する純投資(長期持分)の一部を構成する、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する長期持分()に、IFRS第9号が適用されることが明確化されました。当該明確化は、IFRS第9号の予想信用損失モデルが長期持分に適用されることを示唆しています。

また、当該改訂では、IFRS第9号を適用する際に、IAS第28号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」の適用により生じる、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する純投資の修正として認識される、関連会社又はジョイント・ベンチャーの損失又は純投資の減損損失を考慮に入れないことも明確化されています。

当グループには関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する長期持分はないため、当グループの連結財務諸表に、本改訂による影響はありません。

年次改善(2015-2017年)サイクル

▶ IFRS第3号「企業結合」

当該改訂では、共同営業に該当する事業の支配を獲得する場合には、従前から保有していた共同営業の資産及び負債に対する持分を公正価値で再測定するなどの、段階的に達成される企業結合に関する規定を適用することが明確化されました。それを行うにあたって、取得企業は、従前に保有していた共同営業に対する持分全体を再測定します。

当該改訂は、取得日が2019年1月1日以後開始する最初の事業年度における期首以降の日付となる企業結合に対して適用されますが、早期適用も認められています。

共同支配を獲得する取引は生じなかったため、当グループの連結財務諸表に、本改訂による影響はありません。

▶ IFRS第11号「共同支配の取決め()」

共同営業に参加してはいるが共同支配を有していない当事者が、当該共同営業に対する共同支配を獲得し、当該共同営業の活動がIFRS第3号に定義される事業を構成する場合があります。当該改訂によって、そうした場合、従前から保有していた当該共同営業に対する持分は再測定しないことが明確化されました。

当該改訂は、2019年1月1日以後に開始する最初の事業年度の期首以降に共同支配を獲得する取引に対して適用され、早期適用も認められています。

共同支配を獲得する取引は生じなかったため、当グループの連結財務諸表に、本改訂による影響はありません。

期中要約連結財務諸表注記

2. 作成の基礎及び会計方針の変更(続き)

▶ IAS第12号「法人所得税」

当該改訂では、配当が法人所得税に及ぼす影響は、所有者への分配よりも、分配可能利益を生じさせた過去の取引又は事象より直接的に関連付いていることが明確化されました。そのため、配当の法人所得税への影響は、これらの過去の取引又は事象を元々どこに計上したのかに応じて、純損益、その他の包括利益又は資本に認識します。

当該改訂は、2019年1月1日以降に開始する事業年度から適用し、早期適用も認められます。当該改訂を最初に適用する際は、最も古い比較期間の期首以降に認識した配当が法人所得税に及ぼす影響に対して適用します。

当グループの現行実務は当該改訂に沿ったものであるため、当グループの連結財務諸表への影響はありません。

▶ IAS第23号「借入コスト」

当該改訂では、適格資産の開発のために当初行った借入を、意図した使用又は販売に向けてその適格資産を準備するのに必要な活動のほとんどすべてが完了した時点で、一般目的借入の一部として扱うことが明確化されました。

当該改訂は、最初に当該改訂を適用する事業年度の期首以降に生じる借入コストに適用します。当該改訂は、2019年1月1日以降に開始する事業年度から適用し、早期適用も認められます。

当グループの現行実務は当該改訂に沿ったものであるため、当グループの連結財務諸表への影響はありません。

注釈

一般的に、企業は、期中要約財務諸表に直接影響を及ぼす基準の改訂に関してのみ説明を行うが、期中要約財務諸表に影響を及ぼさないものの、年次財務諸表に影響を及ぼすことが見込まれる基準の改訂に関して開示を行うことも考えられる。

一部の国や地域では、報告目的上、IFRSを採用するためには、特定の法的プロセスやエンドースメント手続を経なければならないことがある(たとえば、日本の金融庁による国際会計基準の「指定」やEUのエンドースメント、オーストラリアにおける基準の法制化など)。それによって基準の改訂や解釈指針の発効日がIASBの定めた発効日と異なる場合がある。

IAS第8号30項は、完全な1組の財務諸表において、公表済みであるが未発効の基準に関する開示を行うことを求めている。当該開示は、これらの基準を適用することで財務諸表が受けける影響を、財務諸表利用者が評価できるように、現時点で判明している、もしくは合理的に見積可能な情報でなければならない。期中要約財務諸表については、同様の規定は存在しない。しかし、IAS第34号では、直近の年次財務諸表で表示又は開示されている関連性のある情報の更新を求めている。証券監督者国際機構(IOSCO)や一部の法域の規制当局(欧州証券市場監督局(ESMA)など)は、IFRS第16号「リース」などの重要な基準によって見込まれる影響を、開示することを推奨する文書を公表した。これらの開示は、企業の実態に即したものでなければならず、また直近の年次財務諸表で既に開示されている情報に関連するものである。なお、本期中要約財務諸表では、これらの開示例は掲載していない。

期中要約連結財務諸表注記

3. 顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じた収益の内訳は、以下のとおりです

IAS 34.16A(I)
IFRS 15.114-115

| セグメント | 2019年6月30日に終了する中間会計期間 | | |
|------------------------|-----------------------|---------------|---------------|
| | 防火設備 | 電子機器 | 合計 |
| 財又はサービスの種類 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 防火設備の販売 | 42,492 | - | 42,492 |
| 電子機器の販売 | - | 37,395 | 37,395 |
| 据付サービス | 8,578 | - | 8,578 |
| 顧客との契約から生じた収益合計 | 51,070 | 37,395 | 88,465 |
| 地域別 | | | |
| 日本国 | 36,291 | 26,573 | 62,864 |
| 米国 | 14,779 | 10,822 | 25,601 |
| 顧客との契約から生じた収益合計 | 51,070 | 37,395 | 88,465 |
| 収益認識の時期 | | | |
| 一時点で移転される財 | 42,492 | 37,395 | 79,887 |
| 一定期間にわたり移転されるサービス | 8,578 | - | 8,578 |
| 顧客との契約から生じた収益合計 | 51,070 | 37,395 | 88,465 |
| 2018年6月30日に終了する中間会計期間 | | | |
| セグメント | 防火設備 | 電子機器 | 合計 |
| 財又はサービスの種類 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 防火設備の販売 | 41,941 | - | 41,941 |
| 電子機器の販売 | - | 22,058 | 22,058 |
| 据付サービス | 8,093 | - | 8,093 |
| 顧客との契約から生じた収益合計 | 50,034 | 22,058 | 72,092 |
| 地域別 | | | |
| 日本国 | 35,104 | 15,476 | 50,580 |
| 米国 | 14,930 | 6,582 | 21,512 |
| 顧客との契約から生じた収益合計 | 50,034 | 22,058 | 72,092 |
| 収益認識の時期 | | | |
| 一時点で移転される財 | 41,941 | 22,058 | 63,999 |
| 一定期間にわたり移転されるサービス | 8,093 | - | 8,093 |
| 顧客との契約から生じた収益合計 | 50,034 | 22,058 | 72,092 |

当グループは、顧客との契約から生じた営業債権及び契約資産に関する減損損失を損益計算書の「管理費」に計上しており、2019年及び2018年6月30日に終了する中間会計期間における金額はそれぞれ77百万円及び68百万円です。

IFRS 15.113(b)

期中要約連結財務諸表注記

3. 顧客との契約から生じる収益(続き)

顧客との契約から生じた収益とセグメント情報で開示されている金額の調整表は、以下のとおりです。

IFRS 15.115

| 収 益 | 6月30日に終了する中間会計期間 | | | |
|------------------------|------------------|---------------|---------------|---------------|
| | 2019 | | 2018 | |
| | 防火設備 百万円 | 電子機器 百万円 | 防火設備 百万円 | 電子機器 百万円 |
| 外部顧客 | 70,925 | 37,395 | 86,605 | 22,058 |
| セグメント間収益 | - | 1,845 | - | 4,094 |
| | 70,925 | 39,240 | 86,605 | 26,152 |
| 調整及び消去 | (19,855) | (1,845) | (36,571) | (4,094) |
| 顧客との契約から生じた収益合計 | 51,070 | 37,395 | 50,034 | 22,058 |

注釈

IAS 第 34 号第 16A 項(I) は、IFRS 第 15 号第 114 項から第 115 項に定められる規定と整合するように、収益の分解情報の開示を求めている。

当グループは、顧客に提供する財又はサービスの種類、地域ならびに財及びサービスの移転時期を基に、収益の分解情報を開示している。企業は、当該情報の開示を検討する際に、企業の事業にとって最も意味のある企業固有及び業種固有の要因に基づき判断を行う必要がある。

当グループは、収益の分解情報と各報告セグメントに関して開示される収益情報との調整表を開示している。代替的アプローチとして、セグメント情報に関する注記において、収益の分解情報を開示することが適切であると判断される場合もあると考えられる。

期中要約連結財務諸表注記

4. セグメント情報

2019年6月30日及び2018年6月30日に終了する中間会計期間に係る当グループの事業セグメントの収益及び利益情報は、以下の表のとおりです。

| 2019年6月30日に終了する中間会計期間 | 防火設備 百万円 | エレクトロニクス 百万円 | 投資不動産 百万円 | セグメント合計 | | 連結 百万円 |
|-----------------------|---------------|-----------------|--------------|----------------|-----------------|-------------------------|
| | | | | 百万円 | 百万円 | |
| 収 益 | | | | | | |
| 外部収益 | 70,925 | 37,395 | 770 | 109,090 | (19,855) | 89,235 IAS 34.16A(gXii) |
| セグメント間収益 | — | 1,845 | — | 1,845 | (1,845) | — IAS 34.16A(gXii) |
| 収益合計 | 70,925 | 39,240 | 770 | 110,935 | (21,700) | 89,235 |
| セグメント損益 | | | | | | |
| 報告セグメントの税引前利益 | | | | | | |
| | 1,038 | 2,989 | 164 | 4,191 | (1,927) | 2,264 |
| 2018年6月30日に終了する中間会計期間 | 防火設備 百万円 | エレクトロニクス 百万円 | 投資不動産 百万円 | セグメント合計 | | 連結 百万円 |
| | | | | 百万円 | 百万円 | |
| 収 益 | | | | | | |
| 外部顧客 | 86,605 | 22,058 | 715 | 109,378 | (36,571) | 72,807 IAS 34.16A(gXii) |
| セグメント間収益 | — | 4,094 | — | 4,094 | (4,094) | — IAS 34.16A(gXii) |
| 収益合計 | 86,605 | 26,152 | 715 | 113,472 | (40,665) | 72,807 |
| セグメント損益 | | | | | | |
| 報告セグメントの税引前利益 | | | | | | |
| | 3,375 | 1,330 | 176 | 4,881 | (536) | 4,345 |

2019年6月30日現在及び2018年12月31日現在における当グループの事業セグメントの資産及び負債に関する情報は、以下の表のとおりです。

| 資産 | 防火設備 百万円 | エレクトロニクス 百万円 | 投資不動産 百万円 | セグメント合計 | | 連結 百万円 |
|-------------|---------------|-----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|
| | | | | 百万円 | 百万円 | |
| 2019年6月30日 | 65,773 | 50,482 | 16,978 | 133,233 | 4,602 | 137,835 |
| 2018年12月31日 | 68,163 | 44,814 | 18,467 | 131,444 | 15,765 | 147,209 |
| 負 債 | | | | | | |
| 2019年6月30日 | 30,251 | 7,002 | 4,234 | 41,487 | 34,377 | 75,864 |
| 2018年12月31日 | 27,776 | 7,252 | 4,704 | 39,732 | 46,668 | 86,400 |

期中要約連結財務諸表注記

4. セグメント情報(続き)

注釈

IAS 第 34 号 16A(g)(iv) 項は、直近の年次連結財務諸表で開示されている資産合計及び負債合計から重要な変動があった場合、その情報が最高経営意思決定者(以下、CODM)に定期的に提供されているのであれば、資産合計と負債合計を開示しなければならないとしている。この規定に準拠するため、当グループは期中報告期間の末日時点及び直近の事業年度末時点でのセグメントに関する資産及び負債を開示している。

当グループは、2019 年 2 月にある事業セグメントの全体を処分した。IFRS 第 8 号「事業セグメント」は、セグメントに関する開示を非継続事業にも適用するかどうかについてガイダンスを定めていない。処分されたセグメントは重要であるものの、当グループは当該セグメントの業績を IFRS 第 8 号に基づくセグメント情報において開示していない。IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」5B 項では、その他の IFRS の規定が非継続事業に適用される具体的な開示を定めている場合を除き、非継続事業に適用されることはないと定められている。IFRS 第 8 号では非継続事業について言及されていないため、非継続事業を報告セグメントとして開示する必要はない。これは、たとえ CODM が非継続事業を処分するまで継続して監視する場合であっても当てはまる。しかし、企業が任意で非継続事業に関する情報を開示することは禁止されていない。

当グループの CODM は、セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、またその業績を評価するために、ジョイント・ベンチャーに関連するセグメント情報を収益、純損益、資産及び負債に対する自らの持分割合に基づき定期的に検討している。しかし、IFRS 第 11 号「共同契約(ジョイント・アレンジメント)」で求められるとおり、ジョイント・ベンチャーに対する当グループの持分は期中要約連結財務諸表上、持分法を用いて会計処理されている。比例連結と持分法との差異から生じる消去は、「調整及び消去」の欄に含まれている。

調整及び消去

IFRS 8.28

金融収益及び金融費用、税金ならびに特定の金融資産及び負債の公正価値の変動による評価損益は、グループ全体で管理されているため、個々のセグメントに配分されていません。これらは、セグメントに関する開示における「調整及び消去」に含められます。

6月30日に終了する 中間会計期間

| 税引前利益の調整 | 2019 | 2018 | IAS 34.16A(g)(vi) |
|---------------|---------|-------|-------------------|
| | 百万円 | 百万円 | |
| 報告セグメントの税引前利益 | 4,191 | 4,881 | |
| 金融収益 | 204 | 166 | |
| 金融費用 | (1,662) | (436) | |
| セグメント間利益(消去) | (469) | (266) | |
| 継続事業からの税引前利益 | 2,264 | 4,345 | |

事業の季節性

IAS 34.16A(b)

エレクトロニクス部門は、防衛用電子機器、航空機、電気保安及び一般家庭用電化製品を供給しており、エレクトロニクス、安全対策、温度調節及び電子システムの領域で製品及びサービスを提供しています。この事業には季節性があるため、通常、上期よりは下期により高い収益及び営業利益が見込まれます。6月から8月の売上が多いのは、休暇のハイシーズン中に航空電子機器の需要が高まることに起因しています。また、12月の売上の増加は、個人顧客による電子機器の需要が高まることが原因です。当該情報は、業績をよりよく理解できるようにするために提供しているのですが、経営者は、これはIAS第34号で規定される「季節的要因が大きい」場合には該当しないと判断しています。

注釈

当グループの事業には季節性があるため、期中要約財務諸表には IAS 第 34 号 16A(b) 項に基づく開示が含まれている。しかし、当該事業は、季節的要因が大きいとはみなされていないため、IAS 第 34 号 21 項で奨励されている期中報告期間の末日までの 12 カ月間の財務情報及び過去 12 カ月間の比較情報の開示を行っていない。「季節的要因が大きい」ビジネスを営んでいる場合には、追加の開示が奨励される。

期中要約連結財務諸表注記

5. 企業結合

IAS 34.16A(i)

Electra Limitedの取得

2019年6月1日、当グループはElectra Limitedの議決権付株式の100%を取得しました。同社は電子機器の製造に特化した非上場企業であり、日本国に本社を置いています。当グループは既存の商品ポートフォリオと顧客基盤の両方を拡大することを目的として、Electra Limitedを取得しました。当該取得は、取得法により会計処理されています。期中要約連結財務諸表には、取得日から1ヶ月間に係るElectra Limitedの業績が含まれています。

IFRS 3.59
IFRS 3.B64(a)
IFRS 3.B64(b)
IFRS 3.B64(c)
IFRS 3.B64(d)

取得日におけるElectra Limitedの識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値は、以下のとおりです。

| | 取得日に認識された 公正価値 | IFRS 3.B64(i), (f) |
|----------------------------|-------------------|--------------------|
| | 百万円 | |
| 資 産 | | |
| 有形固定資産(暫定)* | 4,323 | |
| 使用権資産 | 248 | |
| 現金 | 642 | |
| 営業債権 | 1,763 | |
| 棚卸資産 | 961 | |
| 繰延税金資産 | 175 | |
| 特許権 | 375 | |
| | 8,487 | |
| 負 債 | | |
| 営業債務 | (1,022) | |
| 利付ローン及び借入金 | (224) | |
| 繰延税金負債 | (880) | |
| | (2,126) | |
| 公正価値で測定された識別可能純資産合計 | 6,361 | |
| 取得から生じたのれん(暫定)* | 210 | |
| 移転された対価 | 6,571 | |

取得に伴うキャッシュ・フローの内訳

| | | |
|--|----------------|----------|
| 取得した子会社における正味現金(投資活動によるキャッシュ・フローに含まれる) | 642 | IAS 7.39 |
| 現金支払額 | (6,571) | |
| 正味キャッシュ・フロー | (5,929) | |

*取得した土地及び建物の評価は、取締役会による期中財務諸表の公表の承認日までに完了しておりません。そのため、2020年6月1日(取得から1年後)までに、有形固定資産の事後的な修正とともに、それに対応したのれんの修正が行われる可能性があります。

IFRS 3.B67(a)

報告期間の期首時点と期末時点ののれんの帳簿価額の調整表は、以下のとおりです

| | のれん | |
|-------------------------|--------------|--------------------|
| | 百万円 | |
| 帳簿価額(総額) | | |
| 2019年1月1日現在 | 2,281 | IFRS 3.B67(dXii) |
| 子会社の取得 | 210 | IFRS 3.B67(dXiii) |
| 2019年6月30日現在 | 2,491 | IFRS 3.B67(dXviii) |
| 減損損失累計額 | | |
| 2019年1月1日現在 | - | IFRS 3.B67(dXi) |
| 当報告期間において認識された減損損失(注記7) | 1,541 | IFRS 3.B67(dXv) |
| 2019年6月30日現在 | 1,541 | IFRS 3.B67(dXviii) |
| 帳簿価額(純額) | | |
| 2019年1月1日現在 | 2,281 | |
| 2019年6月30日現在 | 950 | |

期中要約連結財務諸表注記

5. 企業結合(続き)

IAS 34.16A(i)

取得日時点の営業債権の公正価値は1,763百万円、帳簿価額は1,775百万円です。当該差額は、現金の回収が予想される期間の割引及び取引先の信用リスクの調整に起因するものです。

IFRS 3.B64(h)

当グループは、取得日時点における残りのリース料の現在価値を用いて、引き受けたリース負債を測定しました。使用権資産は、リース負債と同額で測定するとともに、市場の条件と比較して不利である当該リースの条件を反映するように調整しました。

IFRS 3.28B

取得日以降にもたらされた、Electra Limitedによる当グループの継続事業からの収益及び税引前純利益の額は、それぞれ1,151百万円及び242百万円でした。この取得が期首に実施されたと仮定した場合、当グループの継続事業からの収益は110,073百万円、継続事業からの中間利益は3,181百万円となっていました。

IFRS 3.B64(qXI)

IFRS 3.B64(qXII)

認識されたのれんは、主にElectra Limitedと当グループの資産及び活動を統合する結果生じると期待されるシナジー効果とその他便益に起因するものです。のれんは、税法上損金算入できません。

IFRS 3.B64(e)

IFRS 3.B64(k)

取引費用である90百万円は費用処理され、損益計算書の管理費に計上されています。取引費用は、キャッシュ・フロー計算書では営業活動によるキャッシュ・フローに含まれています。

IFRS 3.B64(m)

前年度の取得に係る情報

2018年5月26日、当グループは消火器株式会社における議決権付株式の80%を取得しました。同社は耐火素材の製造に特化した非上場企業であり、日本国に本社を置いています。支払った対価には、条件付対価の要素が含まれています。当期における関連する負債への調整については、[注記12](#)に記載しています。

注釈

IAS 第 34 号 16A 項(i)では、企業結合について、IFRS 第 3 号で要求されているすべての情報を期中財務報告に開示することが求められている。当該規定は、当期中報告期間に生じた企業結合だけでなく、当報告期間の期末後であるが、期中財務報告の発行が承認される前までに行なわれた企業結合に関しても適用される。

IFRS 第 16 号の公表によって IFRS 第 3 号(IFRS 第 3 号 28B 項)が改訂され、リース負債は、取得したリースが取得日現在で新規のリースであるかのように、残りのリース料の現在価値で測定される必要がある。すなわち、取得企業は、IFRS 第 16 号におけるリース負債の当初測定に関する規定を適用し、取得日現在の残りのリース料の現在価値を用いる。リース契約の条件が市場の条件と乖離している場合、使用権資産は、リース負債と同額で測定した上で、市場の条件と比較して有利又は不利な当該リースの条件を反映するように調整する。したがって、取得企業は、市場の条件と比較して有利又は不利なリースの条件について個別に無形資産又は負債を認識しない。

比較期間の企業結合に関する情報は、直近の年次財務諸表の注記で報告された情報の繰り返しになるだけなので、通常は不要である。しかし、一定のケース、たとえば、従前に開示した公正価値が修正される場合などでは、比較期間の企業結合に関する情報を提供する必要があるだろう。当グループは、当期における条件付対価の支払額を理解する上で関連性があるため、比較期間の企業結合について簡潔な情報を提供している。

期中要約連結財務諸表注記

6. 非継続事業

IAS 34.16A(i)

当グループは、2018年10月1日に吸管株式会社(完全子会社)を売却することを取締役会で決定した旨を発表しました。また、2018年11月14日に、当社株主は当該会社の株式の売却計画を承認しました。2018年12月31日時点では、吸管株式会社は、売却目的で保有する処分グループとして、非継続事業に分類しています。吸管株式会社の事業は、2018年11月14日までは、ゴム設備事業セグメントとして開示していましたが、吸管株式会社の事業が非継続事業に分類されたため、ゴム設備事業セグメントは、セグメント情報の注記で開示していません。吸管株式会社の売却は2019年2月28日に完了しており、売却価格は1,000百万円、税引前の売却に係る利得は885百万円です。吸管株式会社の業績は以下のとおりです。

| | 6月30日に終了する 中間会計期間 | | |
|------------------------------|----------------------|-------------|-------------------------|
| | 2019年* | 2018年 | |
| | 百万円 | 百万円 | |
| 収益 | | | IFRS 5.33(bXii) |
| 費用 | 3,329 | 21,548 | IFRS 5.34 |
| 売上総利益 | (3,285) | (21,535) | IFRS 5.30 |
| 金融費用 | 44 | 13 | IFRS 5.41 |
| 非継続事業からの税引前中間利益又は中間損失 | (39) | (43) | |
| 税金収益(費用) | 5 | (30) | |
| 当期の税引前利益又は損失に係るもの | (2) | 12 | IAS 12.81(hXii) |
| 非継続事業の税引後利益又は損失 | 3 | (18) | IFRS 5.33 (aXi) |
| 非継続事業の売却に係る利得 | 885 | – | IFRS 5.33 (bXiii) |
| 上記に帰属する税金費用 | (269) | – | IAS 12.81(hXi) |
| 非継続事業の売却に係る税引後利得 | 616 | – | IFRS 5.33 (aXii) |
| 非継続事業からの税引後中間利益又は中間損失 | 619 | (18) | |

*売却が行われた2019年2月28日までの2ヵ月間の活動を表示しています。

吸管株式会社の売却から生じた正味キャッシュ・フローは、以下のとおりです。

| | 百万円 |
|---------------------------|------------|
| 非継続事業の売却により受領した現金 | 1,000 |
| 非継続事業の一部として譲渡された現金 | (485) |
| 処分による正味キャッシュ・インフロー | 515 |

吸管株式会社から生じた正味キャッシュ・フローは、以下のとおりです。

IFRS 5.33(c)

| | 6月30日に終了する 中間会計期間 | | |
|------------------------------|----------------------|----------------|--|
| | 2019年* | 2018年 | |
| | 百万円 | 百万円 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 204 | (1,055) | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 40 | 35 | |
| 正味キャッシュ・インフロー(アウトフロー) | 244 | (1,020) | |

1株当たり利益:

IAS 34.11
IAS 33.68

| | | |
|-------------------------|-----|------|
| 非継続事業からの基本的1株当たり利益又は損失 | 30円 | (0円) |
| 非継続事業からの希薄化後1株当たり利益又は損失 | 30円 | (0円) |

*売却が行われた2018年2月28日までの2ヵ月間の活動を表示しています。

なお、吸管株式会社は2019年6月30日より前に売却されたため、売却目的保有に分類されていた資産及び負債は、財政状態計算書には含まれていません。

期中要約連結財務諸表注記

6. 非継続事業(続き)

IAS 34.16A(i)

注釈

IAS 第 34 号に基づく期中要約財務報告は、直近の年次財務諸表に基づいている。直近の年次財務諸表の期末日より後に生じた取引及び事象に関して、関連する基準(この場合 IFRS 第 5 号)で求められる開示を行うことは、その前提と整合している。

当グループは、非継続事業に係る 1 株当たり利益を注記で開示することを選択したが、期中要約損益計算書において当該情報を表示することもできる。

2019 年の最初の 2 カ月間における非継続事業からのキャッシュ・フローは、営業活動及び財務活動のみから生じており、当グループはこれらのキャッシュ・フローを上記の表で開示している。

吸管株式会社は、短期リースと少額資産のリースのみを保有している。よって、IFRS 第 16 号の適用開始によって、当グループの非継続事業に影響は生じていない。

7. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト

当グループは、12 月及び帳簿価額が減損している兆候があった場合にはその都度、減損テストを行いました。当グループののれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テストは、使用価値の計算に基づいて行われます。それぞれの資金生成単位(CGU)の回収可能価額の算定に使用した主要な仮定は、2018年12月31日に終了する事業年度に係る年次財務諸表で開示しています。

IAS 34.15B(b)

IAS 36.134(c)

当グループは減損の兆候を検討する際に、他の指標に加え、株式の時価総額と帳簿価額との関連性を考慮しています。2019年6月30日時点において、当グループの株式の時価総額は資本の帳簿価額を下回っており、これはのれんの減損が起こり得る可能性を示唆しています。さらに、世界で建設工事や開発に関する活動が総じて減退していることや、長引く経済の不透明性は、防火設備及びエレクトロニクス部門における需要の減少につながっています。そのため経営者は、2019年6月30日時点で、のれんを含む資金生成単位であるエレクトロニクス部門及び防火設備部門に関して減損テストを実施しました。なお、投資不動産部門には、のれんは含まれていません。

IAS 36.130(a),(d)

エレクトロニクスCGU

当グループは回収可能価額を算定するために使用価値を用いており、当該使用価値は帳簿価額を上回っています。見積キャッシュ・フローは、商品やサービスに対する需要の減少を反映するために更新されており、税引前割引率は 15.6%(2018年12月31日:15.5%)を適用しています。5年を超える期間のキャッシュ・フローについては、2.5%(2018年12月31日:3.0%)の成長率を用いて見積もっています。それ以外のすべての仮定は、2018年12月31日に終了した事業年度に係る年次財務諸表で開示したものと同じです。直近の分析の結果、経営者は260百万円ののれんが含まれる当CGUについて減損は生じていないと判断しました。

IAS 36.134(dXiii)

IAS 36.134(dXiv)

IAS 36.134(dXv)

IAS 36.130(g)

防火設備CGU

当グループは、使用価値が処分コスト控除後の公正価値よりも高いため、回収可能価額を算定するために使用価値を用いており、59,099百万円と算定しています。見積キャッシュ・フローは、商品やサービスに対する需要の減少を反映するために更新されており、税引前割引率は15.5%(2018年12月31日:14.4%)を適用しています。5年を超える期間のキャッシュ・フローについては、2.6%(2018年12月31日:4.1%)の成長率を用いて見積もっています。それ以外のすべての仮定は、2018年12月31日に終了した事業年度に係る年次財務諸表で開示したものと同じです。

IAS 36.130(e)

IAS 36.134(dXiii)

IAS 36.134(dXiv)

IAS 36.134(dXv)

IAS 36.126(a)

IAS 36.130(g)

分析の結果、これまで2,231百万円計上していたのれんに対し1,541百万円の減損損失を認識し、損益計算書上、管理費に計上しています。

IAS 36.130(b),(d)

仮定の変更に対する感応度

エレクトロニクス部門の使用価値の評価に関し、2018年12月31日に終了した事業年度に係る年次財務諸表で開示した感応度情報から大きな変更はありません。

IAS 36.134(f)

IAS 36.134(fX)

防火設備部門に関しては、見積回収可能価額が帳簿価額と等しいことから、主要な仮定に不利な変化が生じた場合、追加の減損損失が生じる可能性があります。回収可能価額に係る主要な仮定は、以下のとおりです。

成長率に関する仮定—成長率は公表されている業界調査に基づいており、現在の経済見通しに基づいてアップデートされています。改定後の成長率2.6%は、2018年12月31日に終了した事業年度中に取得した重要な特許権の影響を反映したものです。

期中要約連結財務諸表注記

7. のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テスト(続き)

しかし、経済の不透明性により、成長率の見積りを今後引き下げなければならない可能性があります。

割引率—割引率は、防火設備部門に固有のリスクに関する現在の市場評価を反映するために調整されており、当グループの加重平均資本コストに基づき見積もられています。この割引率は、キャッシュ・フローの将来の見積りを調整していない防火設備部門に固有のリスクに関する市場評価を反映するために、追加の調整がなされています。業界のリスクの変化や加重平均資本コストの変更を反映するため、将来において割引率をさらに変更しなければならない可能性があります。

注釈

IAS 第 34 号は、(IAS 第 36 号 134 項(f)で求められているような)減損損失が生じた場合の特定の開示や、減損が合理的に起りうる場合にあとどの程度で減損が生じるかに関する特定の開示を求めていない。IAS 第 34 号 15B 項(b)に基づくと、減損による損失の認識と戻入れば、「企業の財政状態及び経営成績を理解するうえで重要である場合」に開示することが求められるが、その場合の開示の内容と形式は定められていない。

たとえば、防火設備 CGU の減損に関し、当グループは IAS 第 36 号に従って全般的な開示を行うことを選択している。当グループは、当期の減損損失認識後において、見積回収可能価額が帳簿価額と等しく、仮定に不利な変化が生じた場合には減損損失が生じることから、感応度に係る追加の開示を行っている。

資金生成単位に関して減損損失が認識されなかったものの、合理的に起りうる主要な仮定の変化によって減損が生じる可能性があると考えられる場合には、たとえ IAS 第 34 号は感応度に関する開示を特に要求していないとしても IAS 第 34 号 15 項が重要な事象の開示を要求していることから、IAS 第 36 号に基づき、感応度に関する追加の開示を行うべきであると我々は考えている。

さらに、関連市場の低迷や現在の経済の不透明性を考慮し、当グループは、エレクトロニクス CGU に関して実施した減損テストについて追加情報を提供することが有用であると考えた。これらの開示は、完全な期中財務諸表の場合に適用される IAS 第 36 号 134 項の規定に基づくものである。

8. 法人所得税

当グループは、予想年間総利益に適用される税率を使って、期中の法人所得税費用を計算しています。期中要約連結損益計算書における法人所得税費用の主な構成要素は以下のとおりです。

| 法人所得税 | 6月30日に終了する 中間会計期間 | | |
|---------------------------|----------------------|--------------|--------|
| | 2019 | | 2018 |
| | 百万円 | 百万円 | 修正再表示後 |
| 当期法人所得税費用 | 249 | 934 | |
| 一時差異の発生及び解消に関連した繰延法人所得税費用 | 140 | 260 | |
| 損益計算書に認識された法人所得税費用 | 389 | 1,194 | |

注釈

IAS 第 34 号 16A 項(c)は、純利益に影響を与える事項で、その性質、規模又は頻度からみて通常ではない事項の内容と金額の開示を求めている。当グループは、期中要約連結損益計算書に計上された金額を理解するうえで、法人所得税費用の主要な構成要素は有用な情報であると判断し、開示している。

期中要約連結財務諸表注記

9. その他の包括利益の構成要素

| | 6月30日に終了する 中間会計期間 | |
|---------------------------------|-------------------------------|-------------|
| | 2019 百万円 | 2018 百万円 |
| キャッシュ・フロー・ヘッジ: | | |
| 当期中に発生した利得又は損失 | | |
| 為替予約 | (6) | 40 |
| 商品先物契約 | (334) | — |
| | (340) | 40 |
| OCIを通じて公正価値で測定される負債性金融商品 | | |
| 当期中に発生した利得 | 16 | 78 |
| 関連会社のその他の包括利益に対する持分 | (10) | — |
| 損益計算書に計上された減損損失 | 6 | 4 |
| | 12 | 82 |
| | IFRS 7.20(aXviii) IAS 1.92 | |
| 当期中にOCIに計上された項目に関する繰延税金 | | |
| キャッシュ・フロー・ヘッジ: | | |
| 当期中に発生した利得又は損失 | 102 | (18) |
| OCIを通じて公正価値で測定される負債性金融商品 | | |
| 当期中に発生した利得 | (4) | (24) |
| 損益計算書に計上された損失に係る組替調整 | (2) | (1) |
| | (6) | (25) |
| OCIに計上された繰延税金(()は損失) | 96 | (37) |
| | IAS 1.90 | |

注釈

IAS 第 34 号に基づく期中要約財務報告は、直近の年次財務諸表をアップデートすることを目的としている。直近の年次財務諸表の期末日より後に生じた取引及び事象に関し、期中要約財務諸表において関連する基準(この場合 IAS 第 1 号)で求められる開示を行うことは、この前提と整合している。その他の包括利益の分析は必ずしも開示する必要はないが、開示するかどうかの判断はケースごとに行う必要がある。このような開示を期中財務諸表に含める必要があるか否かに関しては議論の余地があるが、ここでは説明のために含めている。

[注記 9](#) の目的は、包括利益計算書でその他の包括利益に純額表示されている項目の内訳を示すことにある。この分析は、その他の包括利益の他の項目には適用していない。これは、純損益への組替えが行われることがないか、又は組替調整が当期中に発生しなかったからである。当グループは、読みやすさが向上するように、変動を税引前の金額で表示し、関連する税効果を別の表で示すことにしたが、変動総額及び関連する税効果を他の形式で表示することも容認される。

10. 有形固定資産

取得及び処分

2019年6月30日に終了した中間会計期間中に、当グループは企業結合で取得した有形固定資産([注記5](#)参照)及び建設中の不動産を除き、2,587百万円の資産を取得しました(2018年6月30日に終了した中間会計期間:1,320百万円)。 IAS 34.15B(d)

当グループは、2019年2月に新しい本社の建設を開始しました。このプロジェクトは2020年2月に完了予定であり、2019年6月30日現在の帳簿価額は1,500百万円です(2018年12月31日:-百万円)。2019年6月30日に終了する中間会計期間中に資産化した借入費用の金額は、約151百万円でした(2018年6月30日:-百万円)。資産化に適格な借入費用の金額を算定するために使用された加重平均資産化率は11%であり、これはある特定の借入金の実効金利です。

IAS 23.26(a)
IAS 23.26(b)

期中要約連結財務諸表注記

10. 有形固定資産(続き)

2019年6月30日に終了する中間会計期間中に、当グループは正味帳簿価額1,299百万円の資産(売却目的保有に分類された資産を除く)を処分し(2018年6月30日:1,410百万円)、その結果、処分益53百万円が発生しました(2018年6月30日:5百万円)。

拠出コミットメントに関しては[注記16](#)を参照してください。

注釈

IAS 第34号15B項(d)に従い、当グループは、当中間会計期間中の財政状態の変更及び財務業績を理解するうえで重要であることから、当中間会計期間に行った有形固定資産の取得と処分について開示している。

11. 棚卸資産

2019年6月30日に終了した中間会計期間中に、当グループは、洪水により被害を受けた棚卸資産に関して、700百万円の評価減を計上しました(2018年6月30日:567百万円)。当該費用は、損益計算書のその他の営業費用に含まれています。洪水によって生じた財務的な損失は当グループの保険契約によって補填される可能性が高いですが、2019年6月30日時点で、保険会社による調査はまだ完了していません。したがって、当グループが保険契約による保険金を受け取るかどうかはまだ不確実です。

注釈

IAS 第34号15B項(a)に従い、当グループは、中間会計期間中の財務業績を理解するうえで重要であることから、棚卸資産の評価減を開示している。

IAS 34.15B(a)

IAS 37.33

12. 金融資産及び金融負債

当グループが2019年6月30日及び2018年12月31日時点で保有する、現金及び短期性預金を除く金融資産の概要は、[IAS 34.16A\(c\)](#)以下のとおりです。

| | 2019年6月30日 百万円 | 2018年12月31日 百万円 | IFRS 7.6 IFRS 7.8 |
|---------------------------------|-------------------|--------------------|----------------------|
| 償却原価で測定される負債性金融商品: | | | |
| 営業債権及びその他の債権 | 27,374 | 25,672 | |
| 関連会社への貸付金 | 253 | 200 | |
| 取締役への貸付金 | 10 | 13 | |
| OCIを通じて公正価値で測定される負債性金融商品 | | | |
| 相場価格のある負債性金融商品 | 1,809 | 1,622 | |
| OCIを通じて公正価値で測定される資本性金融商品 | | | |
| 非上場資本性投資 | 938 | 1,038 | |
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産 | | | |
| 上場資本性投資 | 524 | 337 | |
| ヘッジ手段に指定されていないデリバティブ | | | |
| 為替予約 | 1,100 | 640 | |
| 組込デリバティブ | 161 | 210 | |
| ヘッジ手段に指定されているデリバティブ | | | |
| 為替予約 | 242 | 252 | |
| 合計 | 32,411 | 29,984 | |
| 流動合計 | 28,127 | 26,223 | |
| 非流動合計 | 4,284 | 3,761 | |

期中要約連結財務諸表注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

当グループが2019年6月30日及び2018年12月31日時点で保有する金融負債の概要は、以下のとおりです。

| | 2019年6月30日 百万円 | 2018年12月31日 百万円 | 修正再表示後 |
|------------------------------|-------------------|--------------------|--------|
| ヘッジ手段に指定されていないデリバティブ | | | |
| 為替予約 | 1,073 | 720 | |
| 組込デリバティブ | 764 | 782 | |
| ヘッジ手段に指定されているデリバティブ | | | |
| 為替予約 | 194 | 170 | |
| 商品先物契約 | 913 | - | |
| 商品先渡契約 | - | 980 | |
| 金利スワップ | - | 35 | |
| 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債 | | | |
| 条件付対価 | - | 1,072 | |
| 償却原価で測定される金融負債: | | | |
| 営業債務及びその他の債務 | 22,385 | 16,969 | |
| その他の長期債務 | 96 | - | |
| 利付ローン及び借入金(非流動) | | | |
| リース負債 | 2,736 | 2,537 | |
| 金利8%の社債 | 3,274 | 3,374 | |
| 金利8.25%の担保付借入金－3,600千米ドル | 2,146 | 2,246 | |
| 担保付銀行借入金 | 4,379 | 3,479 | |
| その他の借入金(非流動) | | | |
| 銀行借入金－2,750百万円 | 2,386 | 2,486 | |
| 銀行借入金－2,200百万円 | 1,978 | 2,078 | |
| 消防機器研究所株式会社における第三者投資家からの借入金 | 2,900 | 3,000 | |
| 転換条項付優先株式 | 2,678 | 2,778 | |
| 利付ローン及び借入金(流動) | | | |
| リース負債 | 467 | 434 | |
| 銀行当座借越 | 900 | 966 | |
| その他の借入金 | | | |
| 銀行借入金－1,500百万円 | 1,392 | 1,411 | |
| 合計 | 50,661 | 45,517 | |
| 流動合計 | 23,283 | 22,480 | |
| 非流動合計 | 27,378 | 23,037 | |

注釈

当グループは、金融商品全般と、特にグループのリスク管理活動が財務諸表の利用者にとって目的適合性が高く、重要であると判断した。したがって、当グループは、IAS第34号16A項(c)に従い当グループが保有する金融商品の概要を示すために、上記開示を期中要約連結財務諸表に含めている。

財務諸表の注記において遡及修正を行った場合に、それを開示することを要求する特別な規定は存在しない。しかし、当グループは、比較情報に「修正再表示後」と付することで、IAS第8号の規定を補完している。それにより、当期の財務諸表に表示されている比較期間の金額を修正したことを財務諸表の利用者に対して明示している。

期中要約連結財務諸表注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

条件付対価

2018年5月1日付の消火器株式会社の前所有者との間の取得契約(注記5参照)の一部として、対価の一部が被取得企業の業績に基づく条件付であることが合意されています。

IFRS 13.93(h)(ii)

2018年12月31日時点の消火器株式会社の主要業績指標は、事業の大幅な拡大及びシナジー効果によって、目標が達成される可能性が非常に高いことを示していました。したがって、2018年12月31日現在で算定された条件付対価の公正価値は、その他の要因とともにこうした状況の進展を反映すべく調整がなされ、当該公正価値の調整額は純損益に認識されました。2019年4月30日時点で、この契約に基づき合計で1,125百万円が支払われました。条件付対価に関する負債の公正価値の調整は、以下のとおりです。

| | 百万円 | |
|---|--------------|---------------|
| 取得日時点の条件付対価の当初公正価値 | 714 | IFRS 13.93(e) |
| 2018年12月31日に終了する事業年度中に純損益に認識された未実現である公正価値変動 | 358 | IFRS 13.93(f) |
| 2018年12月31日時点の条件付対価に係る金融負債 | 1,072 | |
| 2019年4月30日時点の公正価値への調整額 | 53 | |
| 支払った対価合計 | 1,125 | IAS 34.16A(i) |

2018年5月1日の取得から2019年4月30日の決済までの間に偶発負債に対する調整は、損益計算書に認識されています。対価の当初公正価値である714百万円は、投資活動によるキャッシュ・フローに含められ、残りの411百万円は営業活動によるキャッシュ・フローに含められていました。公正価値は、割引キャッシュ・フロー(DCF)法を使用して算定されています。条件付対価に関する負債の公正価値は、消火器株式会社の業績が当初予想を上回ったことから、増加しています。

注釈

IAS 第 34 号 16A 項(i)により要求されているように、当グループは、2018 年の企業結合において生じた条件付対価に関する負債について開示を行っている。

当グループは、当該条件付対価に関する負債の決済を、キャッシュ・フロー計算書において 2 つに区分している。取得日時点の公正価値の支払いについては、投資活動によるキャッシュ・フローに分類し、業績目標の達成に応じて決まる追加の支払いについては、営業活動によるキャッシュ・フローに分類している。IAS 第 7 号 16 項によれば、財政状態計算書に資産が認識される結果となる支出のみが、投資活動に分類される要件を満たす。したがって、取得日において計上された金額を超過する条件付対価に対する現金支出は、その追加の支出額が資産の支配を獲得するために必要なものではなく、資産の認識をもたらさないため、投資活動に分類することはできない。

リスク管理活動

為替リスクに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ

当期中、当グループは、為替予約契約を、発生可能性が非常に高い米国及び英国それぞれの仕入先からの米ドル建及び英ポンド建での固定資産購入のヘッジ手段として指定しました。予定される仕入取引は、2019年10月と12月に行われることが見込まれています。

IAS 34.16A(c)

為替予約の条件は、予定取引の条件と整合したものとなるように交渉されています。契約の両当事者は、為替予約を現金により完全に担保しているため、当該契約に係る信用リスク(相手方の信用リスクと当グループの自己の信用リスク)は実質的に排除されています。

2019年6月30日時点で、米ドル為替予約に関連する12百万円の未実現利益と、英ポンド為替予約に関連する18百万円の未実現損失がその他の包括利益に計上されています。

銅価格リスクに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ

2018年1月、当グループは2019年9月に銅を購入する確定約定を締結しました。銅価格の変動リスクを軽減するため、当グループは同時に取引所において銅先物契約も締結しました。当該先物契約は、確定約定のキャッシュ・フロー・ヘッジに指定されています。

期中要約連結財務諸表注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

銅先物契約は、当グループが購入することを約定している銅の品質とは異なる品質基準の銅価格に基づいています(すなわち、ベース・リスクが存在する)。そのため、このヘッジ関係では非有効部分が生じます。2019年6月30日現在、銅先物契約の公正価値は913百万円であり、確定約定の契約開始以降の公正価値の変動累計額は956百万円です。銅先物契約の公正価値が、確定約定の公正価値の変動累計額を下回っているため、当グループは当期損失334百万円をその他の包括利益に計上しましたが、非有効部分43百万円は未認識のままです。当該非有効部分は、銅先物契約と確定約定との間のベース・リスク、及び当グループの自己の信用リスクの変動に起因しています。

注釈

当グループの会計方針は、先渡契約の全体をヘッジ手段に指定するというものである。一方、IFRS 第 9 号 6.2.4 項(b)に基づけば、先渡契約は、先渡要素と直物要素に区分して、直物要素の価値の変動のみをヘッジ手段に指定することができる。その場合、先渡要素については OCI に認識し、ヘッジ・コスト剩余金として資本の独立の内訳項目に累積する。当該方法の例示については、[IFRS 連結財務諸表記載例_2019 年版](#)を参照のこと。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

2019年6月30日現在のローンに含まれる3,600千米ドルの借入金は、米ドルを機能通貨とする米国子会社のWireworks Inc.及びSprinklers Inc.に対する純投資のヘッジとして指定されたものです。2019年6月30日に終了した6ヶ月間に、この借入金の換算から生じた192百万円の税引後利得はその他の包括利益に振替えられ、子会社に対する純投資の換算から生じる損失と相殺されました。2019年6月30日に終了した期間において、非有効部分は生じていません。

その他のリスク管理活動

当グループは国際的に事業を行っており、売上及び仕入の一部に関して為替リスクにさらされています。このリスクを軽減するため、当グループは、今後18ヶ月間の予想売上及び仕入に基づき、主要通貨(米ドル、英ポンド及びカナダドル)へのネット・エクスポージャーを定期的に算定しています。当グループは、それらのエクスポージャーをヘッジするために為替予約契約を締結しています。

業務上の理由から、当グループはそれらの為替予約契約をヘッジ会計に指定しないことを決定しました。その結果、そうした為替予約契約の公正価値に係るすべての変動額は、損益計算書に認識されています。

2019年6月30日に終了する中間会計期間において、米ドル及び英ポンドに対する円の為替レートは変動が激しく、その結果、関連する為替予約契約に係る損失が金融費用に計上されました。これらの損失は、収益の増加及び売上原価の低減によりある程度相殺されています。

注釈

当グループは、リスク管理活動が財務諸表の利用者にとって目的適合性があり、重要であると判断した。したがって当グループは、IAS 第 34 号 16A 項(c)に従い、上記の開示を期中要約連結財務諸表に含めている。これらの開示は、企業の性質によって変わってくる。

期中要約連結財務諸表注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

公正価値

2019年6月30日及び2018年12月31日時点における金融資産及び金融負債の帳簿価額と公正価値の比較は、以下のIAS 34.16A(j)とおりです。

| | 2019年6月30日 | | 2018年12月31日 | | IFRS 7.25 IFRS 7.26 |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------|
| | 帳簿価額 百万円 | 公正価値 百万円 | 帳簿価額 百万円 | 公正価値 百万円 | |
| | | | 修正再表示後 | 修正再表示後 | |
| 金融資産: | | | | | |
| 貸付金 | 263 | 252 | 213 | 209 | |
| 非上場資本性投資 | 938 | 938 | 1,038 | 1,038 | |
| 上場資本性投資 | 524 | 524 | 337 | 337 | |
| 相場価格のある負債性金融商品 | 1,809 | 1,809 | 1,622 | 1,622 | |
| キャッシュ・フロー・ヘッジにおける為替予約 | 242 | 242 | 252 | 252 | |
| 為替予約 | 1,100 | 1,100 | 640 | 640 | |
| 組込デリバティブ | 161 | 161 | 210 | 210 | |
| 合計 | 5,037 | 5,026 | 4,312 | 4,308 | |
| 金融負債: | | | | | |
| 利付ローン及び借入金 | | | | | |
| リース負債 | 2,736 | 2,446 | 2,537 | 2,612 | |
| 変動金利借入金 | 13,181 | 13,131 | 12,666 | 12,616 | |
| 固定金利借入金 | 6,174 | 5,924 | 6,374 | 6,371 | |
| 転換条項付優先株式 | 2,678 | 2,568 | 2,778 | 2,766 | |
| 条件付対価 | - | - | 1,072 | 1,072 | |
| その他の長期債務 | 96 | 94 | - | - | |
| 有効なヘッジ関係にあるデリバティブ | 1,107 | 1,107 | 1,185 | 1,185 | |
| ヘッジ指定されていないデリバティブ | | | | | |
| 組込コモディティ・デリバティブ | - | - | 782 | 782 | |
| 組込為替デリバティブ | 764 | 764 | - | - | |
| 金利スワップ | - | - | 35 | 35 | |
| 為替予約 | 1,073 | 1,073 | 685 | 685 | |
| 合計 | 27,809 | 27,107 | 28,114 | 28,124 | |

注釈

IAS 第 34 号 16A 項(j)は、金融資産及び金融負債のクラスごとに、公正価値に関する情報(IFRS 第 7 号 25 項、26 項、28 項から 30 項)をその帳簿価額と比較できるような方法で開示することを求めている。ただし、公正価値に関する開示は、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合(たとえば、短期の営業債権及び営業債務)、あるいは(IFRS 第 4 号「保険契約」に定められる)裁量権のある有配当性を含む契約であり、その特性の公正価値が信頼性をもって測定できない場合には要求されない(IFRS 第 7 号 29 項)。

なお、当グループは、IFRS 第 7 号 28 項の開示は行っていない。当期中に認識されたすべての金融資産及び金融負債の公正価値は、当初認識時の取引価格と異ならないからである。

期中要約連結財務諸表注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

当グループが保有する金融資産及び金融負債に関する2019年6月30日現在の公正価値測定のヒエラルキーは、以下のとおりです。

| 2019年6月30日現在: | 以下を用いた公正価値測定 | | | | IFRS 13.93(a),(b) IFRS 13.94 | | |
|------------------------|--------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|--|--|
| | 合計 | 活発な 市場における 相場価格 (レベル1) | 重要な 観察可能な インプット (レベル2) | 重要な 観察可能でない インプット (レベル3) | | | |
| | | 百万円 | 百万円 | 百万円 | | | |
| 公正価値で測定される金融資産 | | | | | | | |
| デリバティブ金融資産 | | | | | | | |
| 為替予約 - 米ドル | 742 | - | 742 | - | | | |
| 為替予約 - 英ポンド | 600 | - | 600 | - | | | |
| 組込為替デリバティブ - カナダドル | 161 | - | - | 161 | | | |
| 上場資本性投資 | | | | | | | |
| 電力業 | 474 | 474 | - | - | | | |
| 電気通信業 | 50 | 50 | - | - | | | |
| OCIを通じて公正価値で測定される金融資産 | | | | | | | |
| 非上場資本性投資 | | | | | | | |
| 電力業 | 625 | - | - | 625 | | | |
| エレクトロニクス産業 | 313 | - | - | 313 | | | |
| 相場価格のある負債性金融商品 | | | | | | | |
| 日本国国債 | 1,554 | 1,554 | - | - | | | |
| 社債 - 消費財産業 | 95 | 95 | - | - | | | |
| 社債 - テクノロジー産業 | 160 | 160 | - | - | | | |
| 公正価値で測定される金融負債: | | | | | | | |
| デリバティブ金融負債 | | | | | | | |
| 為替予約 - 英ポンド | 1,267 | - | 1,267 | - | | | |
| 組込為替デリバティブ - 米ドル | 764 | - | - | 764 | | | |
| 商品先物契約 | 913 | 913 | - | - | | | |

注釈

IAS 第 34 号 16A 項(j)では、金融商品の公正価値について、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の 91 項から 93 項(h)、94 項から 96 項、98 項及び 99 項で要求されている開示を行うことが要求されている。

IFRS 第 13 号 91 項に基づき、企業は、財務諸表の利用者が次の両方を評価するのに役立つ情報を開示しなければならない。

- ▶ 初回認識後に経常的又は非経常的に公正価値で測定される資産及び負債については、評価技法及び当該測定を作成するのに用いたインプット
- ▶ 観察可能でないインプット(レベル3)を用いた経常的な公正価値測定については、その測定が純損益又はその他の包括利益に与える影響

これらの目的を満たすために、IFRS 第 13 号 92 項は、開示要求を満たすのに必要な詳細さのレベル、さまざまな要求のそれぞれにどの程度の重点を置くべきか、どの程度の集約又は分解を行うべきか、財務諸表の利用者が開示された定量的情報を評価するために、追加的な情報を必要とするかどうかといったことをすべて考慮する必要があるとしている。

当グループは IAS 第 34 号 16A 項(j)で要求される開示を注記のこのセクションで行っている。比較期間の情報については、2018 年度の年次財務諸表で入手できるため、ここでは提供されていない。さらに、評価プロセスの説明(IFRS 第 13 号 93 項(g))及び公正価値測定に用いた評価技法とインプットの説明(IFRS 第 13 号 93 項(d))といった一定の開示は、本注記では行われていない。そうした開示についても、2018 年度の年次財務諸表で入手できるため、当グループは期中報告期間中に変更がなかった旨を注記することを選択した。

IFRS 第 13 号 99 項は、IFRS 第 13 号により求められる定量的開示を、他の様式がより適切な場合を除き、表形式で開示することを求めており、当グループは、定量的開示を表形式で行っている。

期中要約連結財務諸表注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定の調整表

IFRS 13.93(e)

| | 非上場資本性投資 | | |
|---------------------|------------|------------|--------------|
| | 電力 | エレクトロニクス | 合計 |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 2019年1月1日現在 | 675 | 363 | 1,038 |
| OCIに認識された再評価額 | (125) | (135) | (260) |
| 購入 | 95 | 130 | 225 |
| 売却 | (20) | (45) | (65) |
| 2019年6月30日現在 | 625 | 313 | 938 |

| | 組込為替デリバティブ | | | | 組込商品デリバティブ | | | |
|---------------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|
| | 資産 | | 負債 | | 負債 | | | |
| | カナダドル | 米ドル | 真鍮 | クロム | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 2019年1月1日現在 | 210 | — | 600 | 182 | | | | |
| 購入 | — | 55 | — | — | | | | |
| 売却 | (166) | (83) | (57) | (16) | | | | |
| 純損益で認識された正味未実現損失 | 117 | 792 | (543) | (166) | | | | |
| 2019年6月30日現在 | 161 | 764 | — | — | | | | |

2019年6月30日に終了した6ヶ月間において、レベル1とレベル2間の振替、及びレベル3への振替又はレベル3からの振替は生じていません。

IAS 34.15B(k)

IFRS 13.91(b)

IFRS 13.93(c),(f)

IFRS 13.93(e)(ii)

IFRS 13.93(e)(iv)

レベル3に区分された金融商品の公正価値の減少額66百万円(2018年12月31日:38百万円)は、純損益に計上されています。

IAS 34.16A(j)

IFRS 13.93(b)

公正価値ヒエラルキー

公正価値で認識又は開示されているすべての金融商品は、公正価値による測定額全体にとって重要なインプットのうち、以下の公正価値ヒエラルキーにおいて最も低いレベルに分区分されるインプットに基づき、いずれかのレベルに分類しています。

レベル1-同一の資産又は負債に関する活発な市場における(無調整の)相場価格

IAS 34.16A(j)

レベル2-直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のもの

IFRS 13.93(b)

レベル3-観察可能でないインプット

経常的に公正価値で測定される資産及び負債について、当グループは、各報告期間の末日に(公正価値による測定額全体にとって重要な、最も低いレベルのインプットに基づき)分類を再評価し、公正価値ヒエラルキー上のレベル間の振替の有無を判断しています。

IFRS 13.95

当期中において、当グループが公正価値測定に用いた評価プロセス、評価技法及びインプットの種類について変更はありませんでした。

IFRS 15.93(b)

IFRS 13.93(g)

期中要約連結財務諸表注記

12. 金融資産及び金融負債(続き)

2019年6月30日現在における重要な観察可能でないインプットは、以下のとおりです。

IFRS 13.93(d)
IFRS 13.93(h)(i)
IFRS 13.93(h)(ii)

| | 評価技法 | 重要な観察可能でない インプット | 範囲 (加重平均値) | 公正価値に対する インプットの感応度 |
|------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|--------------------------|--|
| 非上場 資本性投資 (電力業) | DCF法 | 将来キャッシュ・フロー の長期成長率 | 3.1% - 5.2% (4.2%) | 長期成長率が5%上昇(下落)すると 公正価値が15百万円増加(減少) |
| | | 長期営業利益率 | 5.0% - 12.1% (8.3%) | 営業利益率が15%上昇(下落)すると 公正価値が20百万円増加(減少) |
| | | WACC | 11.2% - 14.3% (12.6%) | WACCが1%上昇(下落)すると公正 価値が12百万円減少(増加) |
| 非上場 資本性投資 (エレクトロニクス産業) | DCF法 | 将来キャッシュ・フロー の長期成長率 | 4.4% - 6.1% (5.3%) | 長期成長率が3%上昇(下落)すると 公正価値が21百万円増加(減少) |
| | | 長期営業利益率 | 10.0% - 16.1% (14.3%) | 営業利益率が5%上昇(下落)すると 公正価値が11百万円増加(減少) |
| | | WACC | 12.1% - 16.7% (13.2%) | WACCが1%上昇(下落)すると公正 価値が12百万円減少(増加) |
| 組込デリバティブ資産 | フォワード・ ブライシング・ モデル | 流動性の欠如による ディスカウント | 5.1% - 15.6% (12.1%) | ディスカウントが上昇(下落)すると 公正価値が減少(増加) |
| | | カウンター・パーティー の信用リスクに対する ディスカウント | 0.02% - 0.05% (0.04%) | ディスカウントが上昇(下落)すると 公正価値が減少(増加) |
| | | 不履行リスクに対する ディスカウント | 0.01% - 0.05% (0.03%) | ディスカウントが上昇(下落)すると 公正価値が減少(増加) |

流動性の欠如によるディスカウントは、市場参加者が投資の価格付けを行う際に考慮するものと当グループが判断した金額です。

期中要約連結財務諸表注記

13. 現金及び短期性預金

IAS 34.16A(c)

キャッシュ・フロー計算書において、現金及び現金同等物に含まれるものは以下のとおりです。

IAS 7.45

| | 2019年6月30日 百万円 | 2018年12月31日 百万円 |
|----------------------|-------------------|--------------------|
| 当座預金及び手元現金 | 12,323 | 11,316 |
| 短期性預金 | 3,496 | 5,798 |
| 現金及び短期性預金合計 | 15,819 | 17,114 |
| 当座借越 | (900) | (966) |
| 非継続事業に帰属する当座預金及び手許現金 | - | 551 |
| 現金及び現金同等物合計 | 14,919 | 16,699 |

注釈

期中要約連結財務諸表は、直近の年次財務諸表を出発点としている。したがって、直近の年次財務諸表の末日より後に生じた取引及び事象に関し、各基準書(このケースでは IAS 第 7 号)が求める開示を期中要約財務諸表で行うことは、この前提と整合している。

IAS 第 34 号 16A 項(c)は、資産、負債、資本、純利益又はキャッシュ・フローに影響を与える事項で、その性質、規模又は頻度からみて異例な事項の内容及び金額の開示を求めている。

当グループは、キャッシュ・フロー計算書についてより有用な情報を提供することになるため、現金及び現金同等物の残高の内訳を開示している。

14. リストラクチャリング引当金の戻入れ

IAS 34.15B(c)

2018年12月31日時点で、消火器株式会社のある製造ラインの撤去に関し、466百万円のリストラクチャリング引当金を認識しています。2019年2月に撤去が完了し、200百万円の支出が発生したため、当該引当金を取り崩しています。また、未使用額266百万円については戻し入れ、当該引当金を当初計上した損益計算書上のその他の営業費用に含めています。戻入れは、契約の解約コストが想定よりも下回ったために生じたものです。

15. 株式報酬

IAS 34.16A(c)

2019年3月、Senior Executive Plan(SEP)に従い、上級幹部に対し450,000単位のストック・オプションが付与されています。ストック・オプションの行使価格は345円であり、これは付与日における株価に等しくなっています。当該オプションは、当グループの基本的一株当たり利益の金額が、付与日から3年間の間に10パーセント増加し、かつ上級幹部がその日まで在籍していた場合に権利確定します。この条件が達成されなかった場合、オプションは失効することになります。付与日時点の公正価値は、付与条件を考慮したうえで、オプション価格算定モデルである二項モデルを用いて見積っています。ストック・オプションの契約期間は5年です。なお、オプションを現金で決済することはできません。2019年6月30日に終了する中間会計期間中に付与されたオプションの付与日時点の公正価値の算定には、以下の仮定を用いています。

| | |
|----------------------|-------|
| 配当利回り(%) | 3.55 |
| 予想ボラティリティ (%) | 15.50 |
| リスクフリー金利(%) | 5.15 |
| ストック・オプションの予想存続期間(年) | 3.75 |
| 加重平均株価(円) | 345 |

2019年6月30日に終了する中間会計期間に付与されたオプションの加重平均公正価値は135円です(2018年12月31日終了事業年度:132円)。³²

2019年6月30日に終了する中間会計期間において、当グループは株式報酬費用203百万円を純損益に認識しています(2018年6月30日:150百万円)。

注釈

当グループは、IAS 第 34 号 16A 項(c)に従って、2019 年 6 月 30 日に終了する中間会計期間に上級幹部に付与されたストック・オプションの数と、その条件を開示している。これは、当中間会計期間に影響を及ぼす重要な事象であり、将来に及ぼしうる影響の理解に資するものと考えたためである。

期中要約連結財務諸表注記

16. コミットメント及び偶発事象

損害賠償請求

海外の顧客が2019年3月に、当グループが販売した設備に欠陥があると主張し、当グループに対し訴訟を開始しました。 IAS 34.15B(m)
請求が認められた場合、賠償額は850百万円と見積もられています。公判期日は2019年9月4日に予定されています。
当グループの法律顧問によると、当グループに対する請求が認められる可能性はあるものの、その可能性は高くはないため、この訴訟について引当金を計上していません。

コミットメント

2019年6月30日時点で、当グループは、主としてSprinklers Inc.の運転設備の完成について1,610百万円(2018年12月31日:2,310百万円)の拠出を確約しており、また当グループが持分を有するジョイント・ベンチャーにおける購入取引について、300百万円(2018年12月31日:310百万円)の拠出を確約しています。 IAS 34.15B(e)

17. 関連当事者についての開示

以下の表は、2019年及び2018年6月30日に終了した中間会計期間における関連当事者との取引額、及び2019年6月30日及び2018年12月31日時点の関連当事者との取引残高を示しています。 IAS 34.15B(j)

| | 関連当事者 への売上 百万円 | 関連当事者 からの購入 百万円 | 関連当事者 に対する 債権 百万円 | | 関連当事者 に対する 債務 百万円 |
|---|----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| | | | 関連当事者 に対する 債権 百万円 | 関連当事者 に対する 債務 百万円 | |
| 当グループに対し重要な影響力を持つ企業: | | | | | |
| International Fires P.L.C. | 2019年 | 3,382 | - | 412 | - |
| | 2018年 | 3,620 | - | 320 | - |
| 関連会社: | | | | | |
| 電力消火機器株式会社 | 2019年 | 1,380 | - | 865 | - |
| | 2018年 | 1,458 | - | 980 | - |
| 親会社が共同支配投資者である ジョイント・ベンチャー: | | | | | |
| タ立株式会社 | 2019年 | - | 327 | - | 75 |
| | 2018年 | - | 285 | - | 20 |
| 当グループの経営幹部: | | | | | |
| 取締役が重要な持分を有する企業 | 2019年 | 132 | 270 | 6 | 18 |
| | 2018年 | - | 220 | 15 | 7 |
| 取締役への貸付金については、 注記12 に記載しています。以下の表は、2019年及び2018年6月30日に終了する中間会計期間における受取利息と、2019年6月30日及び2018年12月31日時点の関連当事者への貸付金残高を示しています。 | | | | | |
| 関連当事者への貸付金 | | | | | |
| 関連会社: | | | | | |
| 電力消火機器株式会社 | 2019年 | | 27 | | 431 |
| | 2018年 | | 10 | | 200 |
| 当グループの経営幹部: | | | | | |
| 取締役への貸付金 | 2019年 | | 1 | | 6 |
| | 2018年 | | 1 | | 13 |

期中要約連結財務諸表注記

18. 利益分配の実施及び分配案

IAS 34.16A(h)
IAS 34.16A(f)

| 親会社株主への現金配当 | 6月30日に終了する 中間会計期間 | |
|--|----------------------|--------------|
| | 2019年 百万円 | 2018年 百万円 |
| 公表され、かつ支払われた普通株式に関する配当: 2018年の最終配当:1株当たり5.01円(2017年:1株当たり5.66円) | 1,087 | 1,082 |
| 普通株式に関する配当案: 2019年の第1次配当:1株当たり4.6円(2018年:1株当たり4.1円) | 1,004 | 890 |

普通株式に関する配当案は定時株主総会の承認が必要であり、2019年6月30日現在、負債として認識されていません。
2019年の配当案は、2019年8月1日に承認されます。

当グループの子会社の1つである消火器株式会社は、2019年6月30日及び2018年6月30日に終了した6ヶ月間に現金配当を行っています。グループ間の配当の授受は連結上相殺消去され、非支配持分に支払われた配当は、それぞれ12百万円及び20百万円でした。

19. 後発事象

IAS 34.16A(h)

ある顧客が当グループに対して2019年7月15日に、在庫に欠陥があるとして法的手続を開始しました。顧客の主張が認められた場合、当社が被る損失は550百万円と見積もられています。ただし、公判日はまだ決まっていません。当グループの法律顧問に確認した結果、本財務諸表の承認日現在、訴訟の結果がどうなる可能性が高いかを判断すること、あるいは賠償を行わなければならない場合の支払時期について本財務諸表に開示することは実務上不可能と判断しています。

付録: IFRS第16号「リース」の代替的な適用方法

注釈

当グループは、適用開始日である2019年1月1日において完全遡及適用アプローチを用いてIFRS第16号「リース」を適用した。IFRS第16号によれば、修正遡及適用アプローチを選択して同基準を適用することもできる。

修正遡及適用アプローチを選択する場合には、IFRS第16号を遡及適用するが、同基準の適用開始に伴う累積的影響は、適用開始日現在の利益剰余金(又は、資本の他の内訳項目)の期首残高の修正として認識する。さらに、IFRS第16号では、完全遡及適用アプローチでは利用できない実務上の便法や特定の経過措置を定めている(IFRS第16号C8項からC11項)。

当グループが修正遡及適用アプローチを用いてIFRS第16号を適用する場合には、本期中要約連結財務諸表から主に以下の変更が生じる。

- ▶ 各基本財務諸表の比較情報は、修正再表示されることなく、従前の基準(すなわち、IAS第17号「リース」、IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」、SIC第15号「オペレーティング・リースーインセンティブ」及びSIC第27号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」)に定められる規定に基づき表示されることになる。財務諸表の注記における比較期間の開示もIAS第17号、IFRIC第4号、SIC第15号及びSIC第27号の規定に従う。
- ▶ 利益剰余金(又は、資本の他の内訳項目)の期首残高に対する累積キャッチアップ修正の影響額は、2019年6月30日に終了する中期会計期間に係る持分変動計算書に2019年1月1日時点で認識され、その内容が注記2.2に開示されることになる。
- ▶ IFRS第16号の適用に伴う変更及び影響を説明した注記2.2の内容が修正されることになる。
修正遡及適用アプローチを用いてIFRS第16号を適用した旨、及び実務上の便法のうち1つ又は複数を使用する場合にはその旨を開示することになる。当グループが修正遡及適用アプローチを適用した場合における注記2.2の開示例は、下記で示している。

修正遡及適用アプローチでは、移行時に比較情報の修正再表示が不要となるため、企業の適用開始によるコストが軽減される。しかし、財務諸表の利用者が財務諸表のトレンド分析ができるような追加情報を提供することも企業は考慮した方がよいだろう。たとえば、IFRS第16号の適用開始の結果、当期において各財務諸表の表示項目がどれだけの金額的影響を受けているかについて任意に開示したり、経営者による説明やリスク報告書などの財務諸表以外で一定の情報を提供したりすることが考えられる。

設例:

注記2.2当グループが適用した新たな基準書、解釈指針及び改訂

IAS 34.16A(a),(d)
IAS 8.28
IFRS 16.C21

IFRS第16号「リース」

IFRS第16号は、IAS第17号「リース」、IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」、SIC第15号「オペレーティング・リースーインセンティブ」及びSIC第27号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」を置き換えるものです。同基準は、リースの認識、測定、表示及び開示に関する原則を定め、借り手にほとんどのリースを単一のオンバランス・モデルに基づき会計処理することを求めています。

IFRS 16.1

IFRS第16号における貸手の会計処理は、IAS第17号とほぼ同じです。貸手は、IAS第17号のときと同じ原則を用いて、リースをオペレーティング・リースとファイナンス・リースのいずれかに分類します。したがって、当グループが貸手であるリースについては、IFRS第16号適用による影響はありません。

IFRS 16.62

当グループは、IFRS第16号を2019年1月1日の適用開始日から、修正遡及適用アプローチを用いて適用しています。当該アプローチでは、IFRS第16号を遡及適用するものの、同基準の適用開始に伴う累積的影響を、適用開始日現在で認識します。当グループは、適用開始日現在で、過去にIAS第17号及びIFRIC第4号を適用してリースとして識別された契約のみにIFRS第16号を適用することを認める実務上の便法を用いています。さらに、当グループは、リースの開始日時点で、リース期間が12カ月以内で、購入オプションを含まないリース契約(「短期リース」)及び原資産が少額であるリース契約(「少額資産のリース」)について、認識に係る免除規定を適用しています。

IFRS 16.C5(b)
IFRS 16.C3

注釈

移行に係る実務上の便法として、既存の契約にIFRS第16号で定義されるリースが含まれているかどうかを適用開始日時点で見直さないことが認められている(IFRS第16号C3項)。上記の実務上の便法を選択する場合、IAS第17号及びIFRIC第4号に基づきリースを含んでいないとされた契約(例:サービス契約)についても見直す必要はない。上記の実務上の便法を選択する場合には、その旨を開示し、当該便法を適用開始日時点で継続しているすべての契約に適用しなければならない(すなわち、リースごとに当該便法の適用を選択することはできない)。

付録：IFRS第16号「リース」の代替的な適用方法

注記 2.2 当グループが適用した新たな基準書、解釈指針及び改訂（続き）

2019年1月1日時点でIFRS第16号を適用した影響は以下のとおりです（（ ）は減少）。

| | 百万円 |
|-----------------|--------------|
| 資産 | |
| 使用権資産 | 2,661 |
| 有形固定資産 | (1,488) |
| 前払金 | (64) |
| 資産合計 | <u>1,109</u> |
| 負債 | |
| 利付ローン及び借入金 | 1,210 |
| 繰延税金負債 | (23) |
| 営業債務及びその他の債務 | (25) |
| 負債合計 | <u>1,162</u> |
| 資本の修正合計額 | |
| 利益剰余金 | (49) |
| 非支配持分 | (4) |
| | <u>(53)</u> |

a) IFRS第16号適用による影響の内容

当グループは、工場、機械、車両及びその他の設備といったさまざまな項目についてリース契約を締結しています。IFRS第16号の適用前、当グループはリース開始日に（借手として）各リースをファイナンス・リースかオペレーティング・リースに分類していました。リースは、リース資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを当グループに移転する場合にはファイナンス・リースに分類され、それ以外の場合にはオペレーティング・リースに分類していました。ファイナンス・リースは、リース期間の起算日において、リース開始日に算定したリース物件の公正価値又は最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で資産計上していました。支払リース料は、利息（金融費用として認識）とリース負債の減少部分とに配分していました。オペレーティング・リースでは、リース資産を資産計上せず、損益計算書において支払リース料をリース期間にわたり定額法によってリース費用として認識していました。前払リース料及び未払リース料がある場合には、それぞれ、「前払金」ならびに「営業債務及びその他の債務」に含めて認識していました。

IAS 17.8
IAS 17.20
IAS 17.25

IFRS第16号の適用開始に伴い、当グループは短期リース及び少額資産のリースを除いたすべてのリースに対して、単一の認識及び測定アプローチを適用しています。IFRS第16号は、特定の経過措置や実務上の便法を定めており、当グループはそれらを適用しています。

IAS 17.33

▶ 過去にファイナンス・リースに分類していたリース

過去にファイナンス・リースに分類していたリースについては、適用開始日時点において認識していた資産及び負債の当初帳簿価額を変更しませんでした（すなわち、使用権資産及びリース負債は、IAS第17号に基づき認識していたリース資産及び負債と同額です）。IFRS第16号の規定は、2019年1月1日からそれらのリースに適用しました。

IFRS 16.C11

注釈

IFRS 第 16 号 C11 項に基づくと、IAS 第 17 号を適用してファイナンス・リースに分類していたリースについては、適用開始日現在の使用権資産及びリース負債の帳簿価額は、IAS 第 17 号を適用して測定した同日直前におけるリース資産及びリース負債の帳簿価額としなければならない。

▶ 過去にオペレーティング・リースに分類していたリース

当グループは、過去にオペレーティング・リースに分類していたリースのうち、短期リース及び少額資産のリースを除いたものについて、使用権資産及びリース負債を認識しました。大半のリースに関する使用権資産は、IFRS第16号が常に適用されていたとした場合の帳簿価額で認識しましたが、割引率は適用開始日現在の追加借入利子率を用いました。一部のリースにおける使用権資産は、リース負債と同額で認識しましたが、当該リースに関してこれまでに認識した前払又は未払リース料がある場合は、それについて調整した金額で認識しています。リース負債は、残りのリース料を適用開始日現在の追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値で認識しました。

IFRS 16.C8

付録：IFRS第16号「リース」の代替的な適用方法

注記 2.2 当グループが適用した新たな基準書、解釈指針及び改訂（続き）

当グループは使用が認められている以下の実務上の便法を適用しました。

IFRS 16.C10

- ▶ 特性が合理的に類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用しました。
- ▶ IFRS第16号適用時の減損レビューについては、適用開始日直前に行われたリース契約が不利であるかどうかの評価に依拠しました。
- ▶ 適用開始日から12カ月以内にリース期間が終了するリースに、短期リースに係る免除規定を適用しました。
- ▶ 当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外しました。
- ▶ 契約にリースを延長又は解約するオプションが含まれている場合にリース期間を算定する際に、事後的判断を使用しました。

注釈

IFRS 第 16 号 C8 項では、IAS 第 17 号に基づき過去にオペレーティング・リースに分類していたリースについて、借手は以下のように会計処理することを求めている。

- ▶ リース負債を残りのリース料を適用開始日現在の借手の追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値で測定し、認識する。
- ▶ 使用権資産をリース 1 件ごとに、次のいずれかの金額で測定する。
 - ▶ IFRS 第 16 号が開始日から適用されていたとした場合の帳簿価額。ただし、割引率は適用開始日現在の借手の追加借入利子率を用いる。
 - ▶ リース負債と同額。ただし、適用開始日の直前に財政状態計算書に認識した前払又は未払リース料の金額の分を修正する。
- ▶ 適用開始日現在の使用権資産に IAS 第 36 号「資産の減損」を適用する。ただし、借手が不利なリースに係る実務上の便法を適用する場合を除く。

当グループは、IFRS第16号に定められているこれらの規定を適用した。当グループは不利なリースに係る実務上の便法を適用したため、適用開始日時点ではIAS第36号の規定を適用しなかった。

上記の規定はあるものの、IFRS第16号C9項に基づき、借手は少額資産のリースについては移行時に修正を行うことを要求されない。当グループはこのIFRS第16号C9項の経過措置を適用した。また、借手は、過去にIAS第40号における公正価値モデルを用いて投資不動産として会計処理していたリースについて、移行時に修正を行うことを要求されない。ただし、過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類し、適用開始日からIAS第40号における公正価値モデルを用いて投資不動産として会計処理するリースについては、使用権資産を適用開始日現在の公正価値で測定しなければならない。当グループは投資不動産の借手ではない。

さらに、修正遡及適用アプローチを用いてIFRS第16号を適用する場合には、IFRS第16号C10項に基づき、借手は過去にオペレーティング・リースに分類していたリースに、以下の実務上の便法のうち1つ又は複数を使用することができる。

- ▶ 特性が合理的に類似したリース（たとえば、類似した経済環境における類似したクラスの原資産についての、残存リース期間が類似したリース）のポートフォリオに、単一の割引率を適用する。
- ▶ 減損レビューを実施することの代替として、リースが適用開始日直前において IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して不利であるかどうかの評価に依拠することができる。
- ▶ 適用開始日から 12 カ月以内にリース期間が終了するリースについて、IFRS 第 16 号に定められる短期リースの会計処理を適用することを選択できる。
- ▶ 当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外することができる。
- ▶ 契約にリースを延長又は解約するオプションが含まれている場合にリース期間を算定する際などに、事後的判断を使用できる。

当グループはこれらの実務上の便法を適用した。これらの実務上の便法を適用する場合には、その旨を開示することが求められる。

上記の規定に従い、2019年1月1日現在：

- ▶ 使用権資産2,661百万円を財政状態計算書において認識し、区分表示しました。この金額には、過去にファイナンス・リースとして認識していたリース資産1,488百万円を有形固定資産から再分類したものが含まれています。
- ▶ 追加のリース負債1,210百万円を認識し、利付ローン及び借入金に含めて表示しました。
- ▶ 従前のオペレーティング・リースに関する前払金64百万円及び営業債務及びその他の債務25百万円の認識を中止しました。
- ▶ 資産及び負債の変動により繰延税金に影響が生じたため、繰延税金負債を23百万円減少させました。
- ▶ これら修正による正味の影響は、利益剰余金（49百万円）及び非支配持分（4百万円）を修正しました。

付録：IFRS第16号「リース」の代替的な適用方法

注記 2.2 当グループが適用した新たな基準書、解釈指針及び改訂（続き）

2019年1月1日現在のリース負債と、2018年12月31日現在のオペレーティング・リース約定の調整表は、以下のとおりです。

IFRS 16.C12

| | 百万円 |
|--|--------------|
| 2018年12月31日現在のオペレーティング・リース約定 | 1,720 |
| 2019年1月1日現在の追加借入利子率の加重平均 | 5.50% |
| 2019年1月1日現在のオペレーティング・リース約定の割引後金額 | 1,182 |
| 控除： | |
| 短期リースに関する約定 | (44) |
| 少額資産のリースに関する約定 | (96) |
| 追加： | |
| 過去にファイナンス・リースに分類していたリースに関する約定 | 1,578 |
| 2018年12月31日現在で認識していなかった任意の延長期間におけるリース料 | 168 |
| 2019年1月1日現在のリース負債 | 2,788 |

注釈

IFRS 第 16 号 C12 項に基づき、修正遡及適用アプローチを選択した借手は以下を開示しなければならない。

- ▶ 適用開始日現在に認識されているリース負債に適用している追加借入利子率の加重平均
- ▶ 適用開始日の直前の事業年度の末日現在で IAS 第 17 号に基づき計上していたオペレーティング・リース約定の割引後金額と、適用開始日時点で累積キャッシュアップ修正を行った直後の財政状態計算書に認識しているリース負債との差額の説明

この開示は、IAS第34号が適用される期中財務諸表において強制適用されるものではない。しかし、期中においてこのような開示を行うことが有用と考える場合には、任意で開示することも考えられる。

当グループは、2018年12月31日現在でIAS第17号に基づき計上していたオペレーティング・リース約定と、2019年1月1日現在で認識しているリース負債との調整表を表形式で開示した。これは、IFRS第16号C12項の開示規定に従うための1つの方法であるが、リーディング・プラクティスとして認められている。

b) 新しい会計方針の要約

以下は、当グループがIFRS第16号の適用開始に伴い採用した新しい会計方針です。当会計方針は適用開始日から適用されています。

▶ 使用権資産

当グループはリースの開始日（すなわち、原資産の使用が可能になる日）において使用権資産を認識しています。使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除し、リース負債の再測定の金額を修正することにより測定しています。使用権資産の取得原価には、リース負債の認識額、発生した当初直接コスト、開始日以前に支払ったリース料から受取ったリース・インセンティブを控除したものが含まれます。当グループが、リース資産の所有権をリース期間の終了時に取得することが合理的に確実である場合を除き、認識した使用権資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却しています。使用権資産には減損テストを実施しています。

IFRS 16.23
IFRS 16.24
IFRS 16.30
IFRS 16.32

▶ リース負債

リースの開始日において、当グループはリース期間にわたって支払うリース料の現在価値で測定したリース負債を認識しています。当該リース料には、固定リース料（実質上の固定リース料を含む）から受取るリース・インセンティブを控除した金額、指数又はレートに応じて決まる変動リース料、及び残価保証に基づいて支払われる予定の金額が含まれます。当該リース料には、当グループが購入オプションを行使することが合理的に確実である場合には当該オプションの行使価格、及びリース期間が当グループによるリース解約オプションの行使を反映している場合にはリースの解約に対するペナルティの支払額も含まれます。指数又はレートに応じて決まらない変動リース料は、当該変動リース料が発生する契機となった事象又は状況が生じた期間において費用として認識します。

IFRS 16.26
IFRS 16.27

付録：IFRS第16号「リース」の代替的な適用方法

注記 2.2 当グループが適用した新たな基準書、解釈指針及び改訂（続き）

当グループはリース料の現在価値を計算する際、リースの計算利子率が容易に算定できない場合には、追加借入利子率をリースの開始日において使用します。リースの開始日後、リース負債の帳簿価額は、金利の発生を反映するように増額するとともに、リース料の支払いを反映するように減額されます。さらに、リース負債の帳簿価額は、リースの条件変更、リース期間の変更、実質上の固定リース料の変更又は原資産を購入するオプションについての評価に変更がある場合には再測定されます。

IFRS 16.36

▶ 短期リース及び少額資産のリース

当グループは、短期リースに係る認識の免除規定を、機械及び設備に関する短期リース（すなわち、リース期間が開始日から12ヶ月以内のリースで、購入オプションを含まないもの）に適用しています。さらに当グループは、少額資産に係る認識の免除規定を、少額と考えられるオフィス機器（すなわち50万円未満）のリースに適用しています。短期リース及び少額資産のリースに関するリース料は、リース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

IFRS 16.5
IFRS 16.6

▶ 更新オプションのある契約についてリース期間を算定する際の重要な判断

当グループは、リースの解約不能期間に加えて、リースを延長するオプションの対象期間（当該オプションを行使することが合理的に確実である場合）やリースを解約するオプションの対象期間（当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合）も併せて考慮することでリース期間を算定しています。

IFRS 16.18
IFRS 16.19

当グループは、一部のリース契約に基づき、リース期間を3年から5年延長できるオプションを有しています。当グループは、更新オプションの行使が合理的に確実かどうかを評価する際に判断を用いています。すなわち、当グループは更新オプションの行使に対する経済的インセンティブを生じさせるすべての関連性のある要因を考慮しています。当グループは、開始日後、自らの統制の及ぶ範囲内にあり、かつ更新オプションを使用する（又は行使しない）自らの能力に影響を及ぼすような重大な事象が生じた場合、又はそのような状況に重大な変更（例：ビジネス戦略の変更）が生じた場合に、リース期間を見直しています。

当グループは、工場及び機械のリースについて、それらの資産が当グループの事業に占める重要性を鑑み、その更新期間をリース期間の一部に加えています。それらのリースの解約不能期間は短く（すなわち3年から5年）、代替品が容易に入手できない場合には、生産に重大な悪影響が生じることになります。当グループは、自動車のリース期間を5年内とし、いかなる更新オプションも行使しないとする方針を有しているため、自動車のリースに係る更新オプションはリース期間に含めていません。

c) 財政状態計算書及び損益計算書に認識した金額

IFRS 16.53

以下は、当グループの使用権資産とリース負債の帳簿価額、及びそれぞれの期中変動を表したものです。

| | 使用権資産 | | | | リース 負債 |
|----------------------|--------------|------------|------------|--------------|--------------|
| | 工場及び 機械 | 自動車 | その他の 設備 | 合計 | |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 2018年12月31日現在 | 1,488 | 606 | 567 | 2,661 | 2,788 |
| 増加（注記 5） | 324 | 88 | 56 | 468 | 452 |
| 減価償却費 | (106) | (64) | (54) | (224) | - |
| 金利費用 | - | - | - | - | 89 |
| 支払い | - | - | - | - | (312) |
| 2019年6月30日現在 | 1,706 | 630 | 569 | 2,905 | 3,017 |

当グループは、2019年6月30日に終了する中間会計期間において、短期リースに関し22百万円、少額資産のリースに関し18百万円、及び変動リース料に関し32百万円のリース費用を認識しました。

付録：IFRS第16号「リース」の代替的な適用方法

注記 2.2 当グループが適用した新たな基準書、解釈指針及び改訂（続き）

注釈

IFRS 第 16 号は、完全な 1 組の財務諸表における開示様式をはじめとして、詳細な開示規定を定めている。以下のリストは、財務諸表の利用者が分析するにあたり最も有用と識別したものとして、借手が開示を求められる情報のいくつかを挙げたものである。

- ▶ 使用権資産の帳簿価額及びそれに関する減価償却費
(原資産のクラス別に)
- ▶ リース負債に係る金利費用
- ▶ 短期リースに係る費用(リース期間が1ヶ月以下のものに係る費用は含まず)
- ▶ 少額資産のリースに係る費用(短期リースに関する部分は含まず)
- ▶ 変動リース料に係る費用(すなわち、リース負債に含まれなかった変動リース料に係るもの)
- ▶ 使用権資産のサブリースによる収益
- ▶ リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額
- ▶ 使用権資産の増加
- ▶ セール・アンド・リースバック取引から生じた利得及び損失
- ▶ 報告期間の末日現在の使用権資産の帳簿価額(原資産のクラス別に)

IAS 第 34 号 15 項では、直近の年次財務諸表に含まれた関連する情報を更新するために、直近の年次報告期間の末日からの財政状態の変動及び業績を理解するうえで重要な事象及び取引を、期中財務報告で説明することを求めている。したがって、上記で挙げた情報の一部は、重要性が認められる場合には、期中財務諸表で開示する必要がある。たとえば、期中報告期間における使用権資産及びリース負債の重要な増加は、開示する必要がある。当グループは、開示例を示すために、上記の情報の大半を開示している。開示すべき情報の範囲は、関連する金額の目的適合性や重要性によって左右されるため、当該範囲を決定する際には判断を行使する必要がある。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していくます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jpをご覧ください。

© 2019 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は EYG No. 001320-19Gbl の翻訳版です。

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被つたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。